

第5期

天草市地域福祉計画

天草市地域福祉活動計画

令和8年度～令和11年度

(計画案)

R8.1.13 時点

令和8年3月

熊本県天草市

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

パブリック・コメント期間

1月14日（水）

丶

2月13日（金）まで

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
 第2章 天草市を取り巻く現状と課題.....	 5
1 統計からみる現状 人口の状況.....	5
2 市民の意識など（各種アンケート結果）	8
3 「住民に身近な圏域」の考え方.....	11
4 前期計画の進捗評価.....	12
5 地域福祉をめぐる社会動向（国等の動向）	14
 第3章 計画の目指す方向性.....	 16
1 計画の理念（目指すこと）	16
2 天草市のありたい姿（2030年）	16
3 計画の柱（基本方針）	17
 第4章 「天草市地域福祉計画」の施策展開.....	 18
計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実.....	19
計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進.....	38
 付随計画 天草市成年後見制度利用促進基本計画	 44
 付随計画 天草市再犯防止推進計画.....	 51
 第5章 「天草市地域福祉活動計画」の施策展開	 56
計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実.....	57
計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進.....	70
 第6章 計画の推進に当たって.....	 74
1 計画の推進	74
2 計画の周知	74

3 計画の進捗管理	74
資料編	75
1 前期計画の取組ごとの進捗評価	75
2 策定経過	86
3 天草市地域福祉計画等策定審議会委員等名簿	87
4 策定ガイドラインの対応状況	88
5 相談支援機関の連絡先一覧	90

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、社会福祉法人天草市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。第5章を除く。）とともに、「天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）」として、平成19年度に第1期計画を策定して以来、これまで計4回の計画を策定し、見直しを行いながら地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、近年、人口減少と少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化は、地域のつながりの希薄化を助長し、地域福祉の担い手不足を招く要因となり、結果として地域における支え合いの機能の低下を招いています。

また、高齢の親が中高年の子どもの生活を支える「8050問題」や、子育てと介護の両方に直面する「ダブルケア」の問題など、複雑・複合化した福祉課題は既存の制度では対応が難しく、地域社会全体で取り組む新たな支援の在り方が求められています。

こうした多様化した社会問題に対応すべく、国においては、令和2年の社会福祉法の改正に伴い、包括的な支援体制の整備を推進するための方策として、属性を問わない相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、様々な取り組みが進められています。

本市においても、第4期計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、これまでの取り組みの成果や残された課題のほか、社会経済情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化、生活課題の一層の複雑化・深刻化を踏まえ、市民が地域ぐるみで助け合い、支え合い、安心して住み続けられるよう、行政と地域、民間事業者など多様な主体との連携による地域福祉の推進に向けた基本的な方向性や施策を示すため、第5期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進に取り組むための実践的な計画として社会福祉協議会が策定する計画です。

『地域福祉計画』および『地域福祉活動計画』は、いずれも地域福祉を推進するための計画であり、地域住民、関係団体、行政との協働など、理念や基本的な考え方で共通する部分が多く、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、本市と社会福祉協議会が相互に連携を図るため、一体的に策定します。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

本計画は、「地域共生社会の実現」という共通の理念に基づき、住民の権利擁護支援を地域全体の包括的な取り組みとして効果的・効率的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

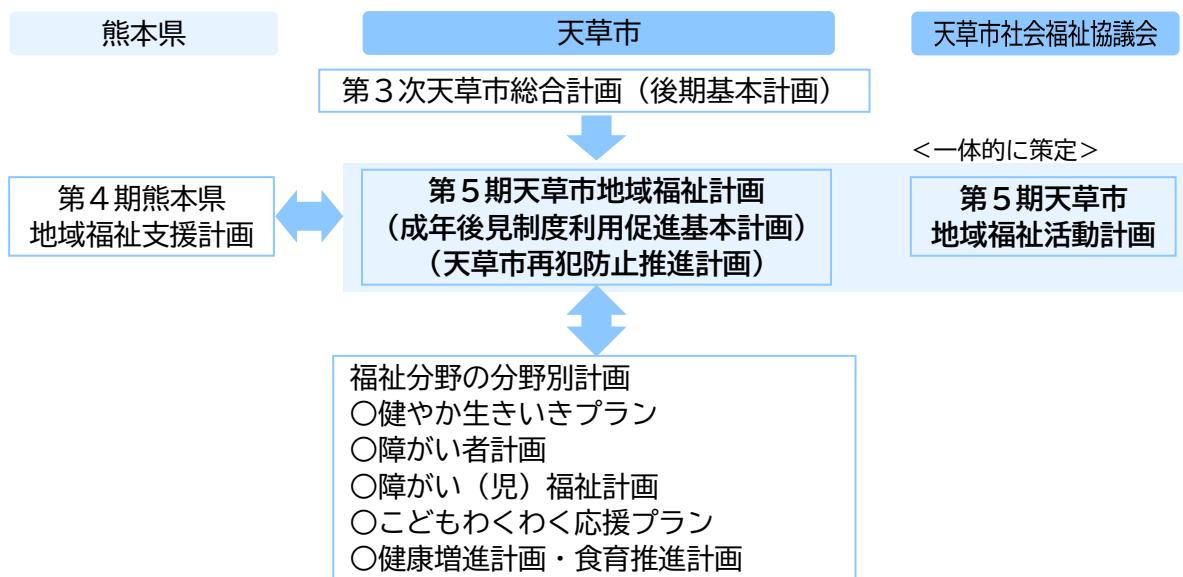
(3) 天草市再犯防止推進計画

本計画は、近年の再犯者率の上昇に伴う再犯防止に向けた取組を推進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく、地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

(4) 天草市総合計画及びその他の計画との関係

本市では、「天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」を最上位計画と位置づけ、第3次総合計画（後期基本計画）を策定しています。

このため、本計画は、総合計画及び「健やか生きいきプラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」や「こどもわくわく応援プラン」、「障がい者計画」などの各分野別計画との整合性を図りつつ、福祉分野の上位計画として位置づけ策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、総合計画の後期基本計画と同様に、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11				
総合計画	第3次（基本構想）				（前期基本計画）						
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第4期		第5期								
健やか生きいきプラン	第8期	第9期		第10期							
障がい者計画	第4期										
障がい（児）福祉計画	第6期 (第2期)	第7期（第3期）		第8期（第4期）							
こどもわくわく応援プラン	第2期	第3期									
健康増進計画 食育推進計画	第3期		第4期								

※参考／熊本県地域福祉支援計画

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
熊本県地域福祉支援計画	第4期				第5期			

4 計画の策定体制

本計画は、市政アンケートのほか、各分野別計画の策定時に実施した調査結果などを活用して策定します。

(1) 天草市地域福祉計画等策定審議会の開催

市町村地域福祉計画の策定または変更にあたっては、社会福祉法第107条第2項の趣旨に基づき、地域住民の意見を反映し公表に努めます。

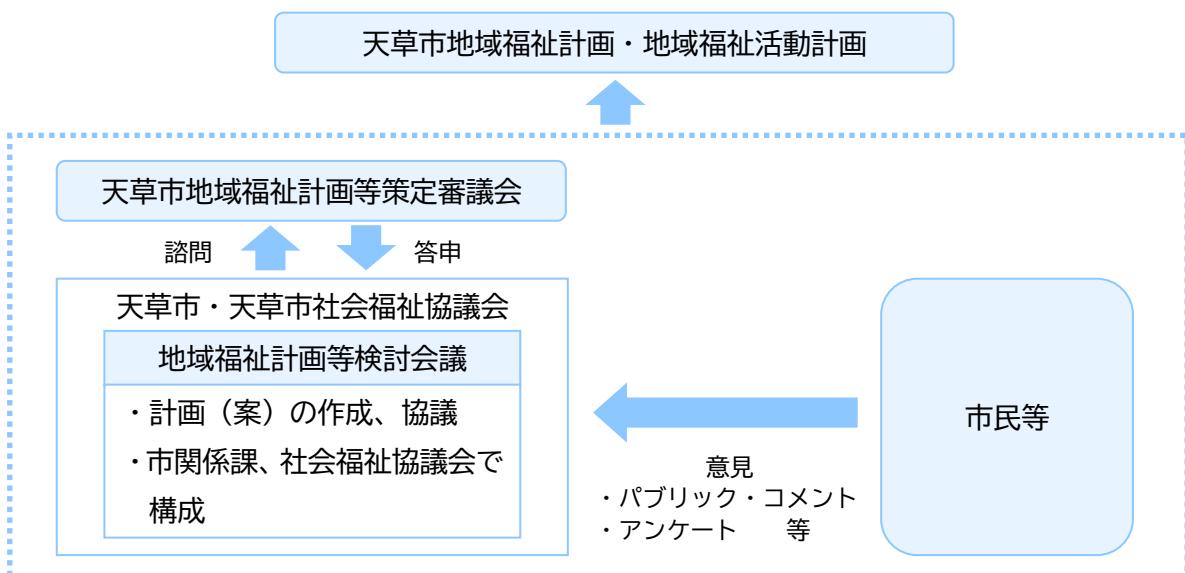
また、天草市地域福祉計画策定審議会条例第2条第1号に基づき、天草市地域福祉計画等策定審議会を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民代表者による審議・意見聴取を行い、地域の実情等を踏まえた計画とします。

(2) 行政内部における体制

本計画は、保健・医療・福祉分野だけでなく、まちづくりなどの生活関連分野との関係が深いため、庁内の関係部局及び社会福祉協議会からなる「地域福祉計画等検討会議」において、調整を図りつつ策定します。

(3) パブリック・コメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、市民等の意見を広く募集します。



第2章 天草市を取り巻く現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

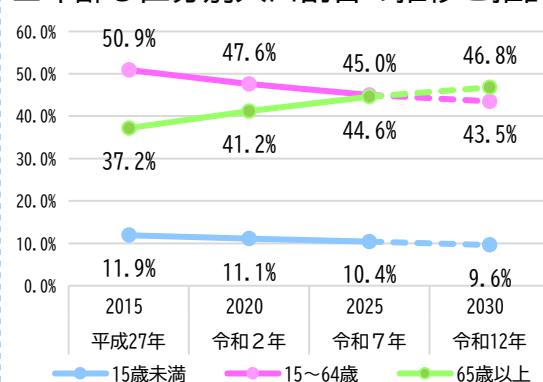
本市の人口は、令和7年の69,931人から令和12年には61,999人まで減少する見込みです。

■年齢3区分別人口の推移と推計



少子高齢化が進行し、令和12年には65歳以上の割合が15~64歳の割合の43.5%を上回り、46.8%となる見込みです。

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



(出典：国勢調査・住民基本台帳（令和12年は平成27年から令和7年までの推移を基にコホート変化率法を用いて独自に推計）)

(2) 世帯の状況

一人暮らし世帯は増加していますが、二人以上の世帯数は減少しています。

■一人暮らし世帯数の推移

(令和2年)
15,005世帯 → (令和6年)
16,090世帯

■二人以上の世帯数

(令和2年)
21,826世帯 → (令和6年)
19,918世帯

一人暮らし高齢者や夫婦とも高齢者の世帯数は増加しています。

■一人暮らし高齢者の世帯数

(令和2年)
9,499世帯 → (令和6年)
10,058世帯

■高齢者の二人世帯数

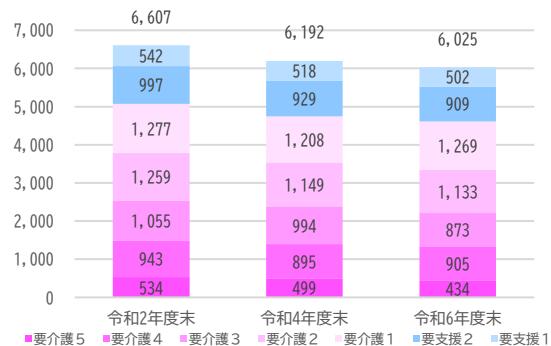
(令和2年)
5,789世帯 → (令和6年)
6,107世帯

(出典：住民基本台帳)

(3) 高齢者福祉の状況

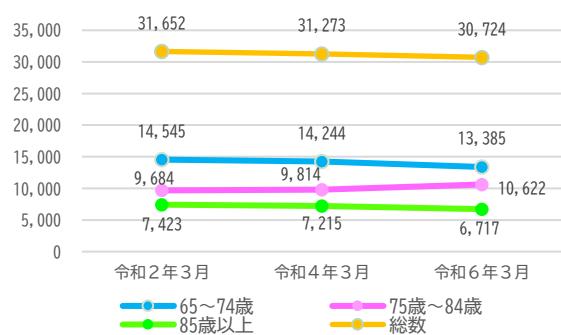
要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の減少や介護予防事業の推進に伴い減少傾向です。

■要支援・要介護認定者数の推移



65歳以上の高齢者の年齢別推移は前期高齢者人口(65~74歳)が減少し、後期高齢者である75~84歳人口が増加し、85歳以上人口は減少傾向です。

■高齢者年齢別推移

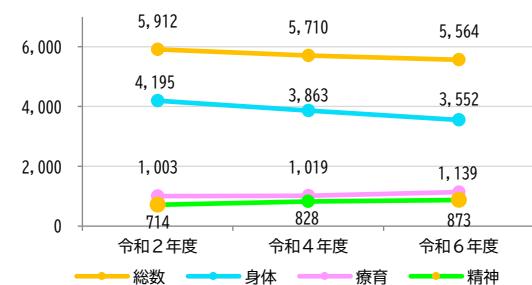


(出典：高齢者支援課)

(4) 障がい者福祉の状況

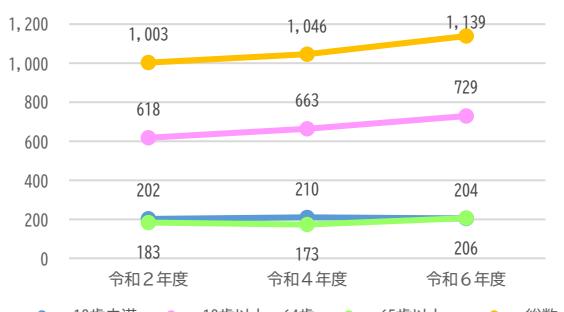
人口減少に伴い、身体障がい者手帳の所持者と障がい者手帳所持者の総数は減少しています。

■障がい者手帳の所持者数の推移



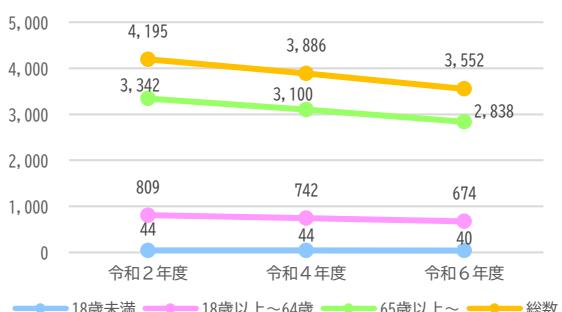
療育手帳の所持者は、約6割が18~64歳です。

■療育手帳所持者の年代別割合



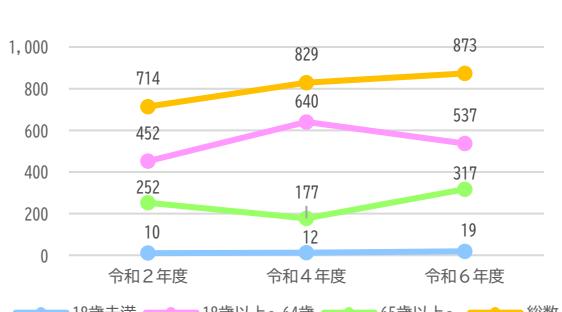
身体障がい者手帳の所持者は、約8割が65歳以上の高齢者です。

■身体障がい者手帳所持者の年代別割合



精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、約6割が18~64歳です。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の年代別割合



(出典：福祉課)

(5) 児童福祉の状況

■乳幼児・児童数の推移



令和6年における乳幼児・児童数は5,513人と年々減少しており、合計特殊出生率も減少しています。

(出典：子育て支援課)

■合計特殊出生率の推移

(15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)

(平成25~29年) 1.91人 ↘ (平成30~令和4年) 1.78人

(出典：人口動態保健所・市区町村別統計)

■母子・父子世帯数

(他の世帯員がいる世帯を含む)

(平成27年) 885世帯 ↘ (令和2年) 723世帯

(出典：国勢調査)

■児童相談件数

(令和2年度) 6,719件 ↘ (令和6年度) 6,538件

(出典：こども家庭課)

■児童扶養手当受給者数

(令和2年度末) 654人 ↘ (令和6年度末) 550人

(出典：子育て支援課)

(6) 生活保護と生活困窮者の自立支援の状況

生活保護の被保護世帯数は減少していますが、高齢者世帯の割合が年々増加しており、令和6年度は約6割が高齢者世帯となっています。



生活困窮者等からの相談件数は年々減少しており、自立支援等の取り組みにより、生活再建が図られた件数は増加しています。

■あまくさ生活相談支援センターの新規受付件数

(令和2年度) 411件 ↘ (令和6年度) 179件

■生活再建が図られた件数

(令和2年度) 43件 ↘ (令和6年度) 48件

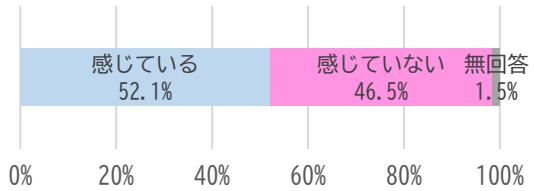
(出典：福祉課)

2 市民の意識など（各種アンケート結果）

(1) 地域における支え合い

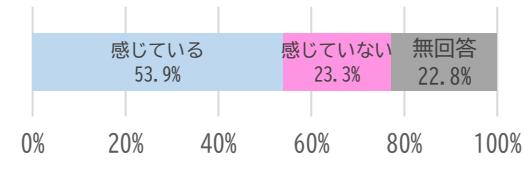
困ったときに相談できる人や場所があると感じる市民の割合は、52.1%となっています。

■困ったときに相談できる人や場所があると感じる市民の割合



災害時に市民同士が助け合うことができるとしている市民の割合は、53.9%となっています。

■災害時に市民同士が助け合うことができるとしている市民の割合

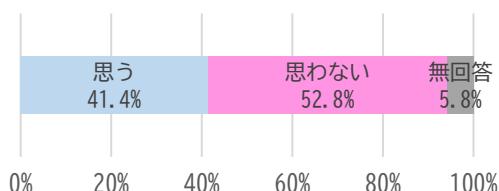


(出典：令和7年度市政アンケート)

(2) 市民活動・ボランティア活動

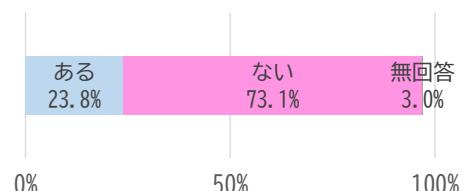
福祉に関するボランティア活動に参加したいと思う市民の割合は、41.4%となっています。

■福祉に関するボランティア活動に参加意向のある市民の割合



地域福祉に関する支援活動に参加したことがある市民の割合は、23.8%となっています。

■地域福祉に関する支援活動に参加したことがある市民の割合

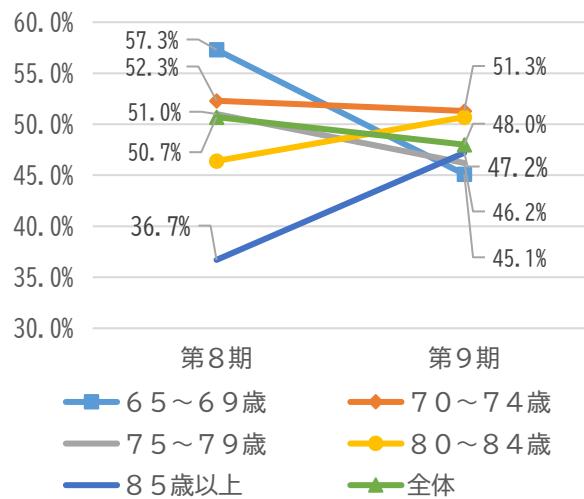


(出典：令和7年度市政アンケート)

(3) 高齢者の生活の状況

高齢者の社会参画率について 65～69歳の減少しており 80歳以上のは増加しています。

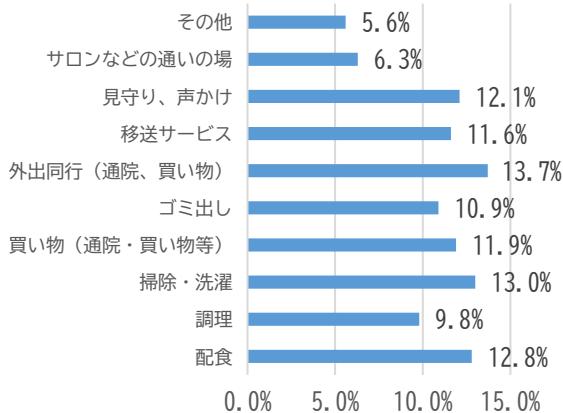
■年齢階級別・社会参画率の経年比較



(出典：第8・9期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「外出同行（通院、買い物など）」が最も高くなっています。

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

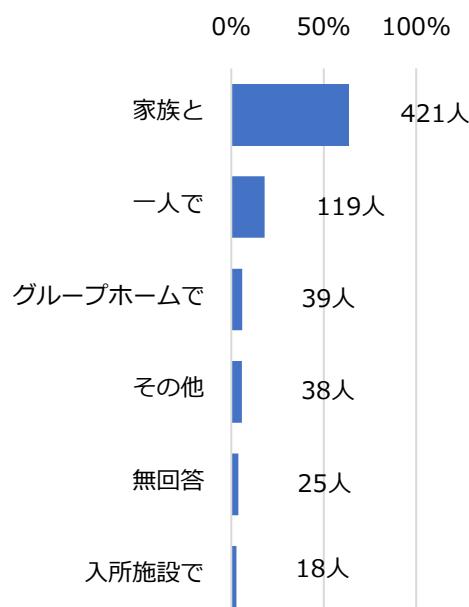


(出典：9期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

(4) 障がい者の生活の状況

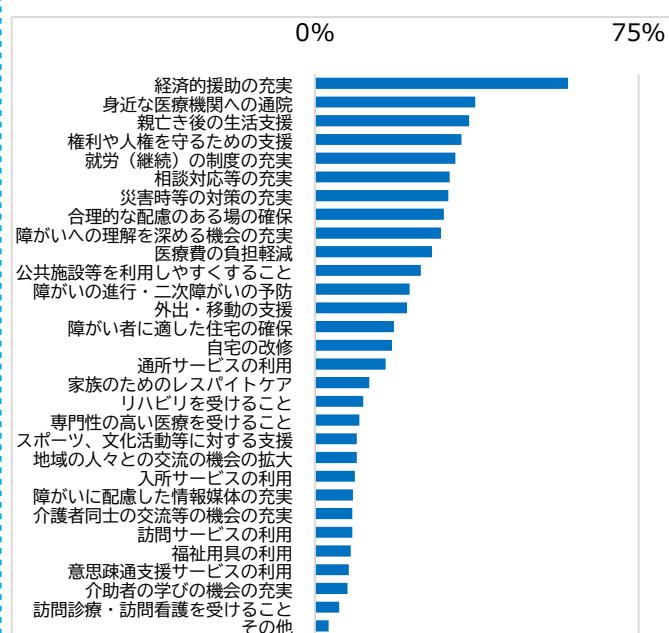
障がい者手帳の所持者等が希望する今後3年以内の暮らし方として、「家族と一緒に生活したい」の割合が最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」の割合が高くなっています。

■今後3年以内の暮らし方の希望



障がい者手帳の所持者等が希望する暮らしのために必要な支援として、経済的援助の充実の割合が最も高く、次いで「身近な医療機関への通院」や「親亡き後の生活支援」の割合が高くなっています。

■希望する暮らしのために必要な支援



(出典：令和5年度障がい者手帳所持者等への福祉サービス等に関するニーズ調査)

(5) 子育て環境の状況

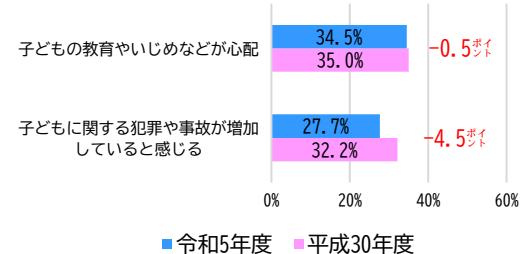
未就学児童を持つ保護者を対象に、令和5年度に行った子育ての不安や悩みに関する調査では、12項目中10項目において、平成30年度に比べて多くの項目が増える結果となりました。最も増加したのは「小児科医不足など地域医療体制への不安を感じる」で、12.3ポイント増の40.1%となり、4割を超える人が小児科医療に対する不安を感じています。

前回調査時に比べて子育てしやすい地域であると感じる割合が減少した結果となりましたが、これは令和2年から令和5年にかけて発生・まん延した新型コロナウイルス感染症による様々な社会活動への制限の影響が大きいと考えられます。

■前回調査と比較して増加した項目

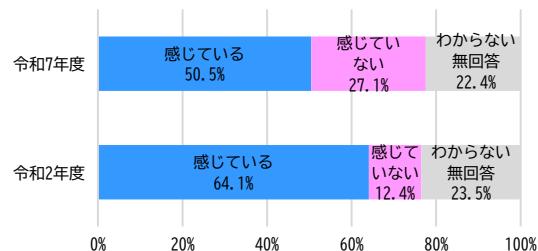


■前回調査と比較して減少した項目



子育てしやすい地域であると感じる市民の割合は減少しています。

■天草は子育てしやすい地域であると感じる市民の割合

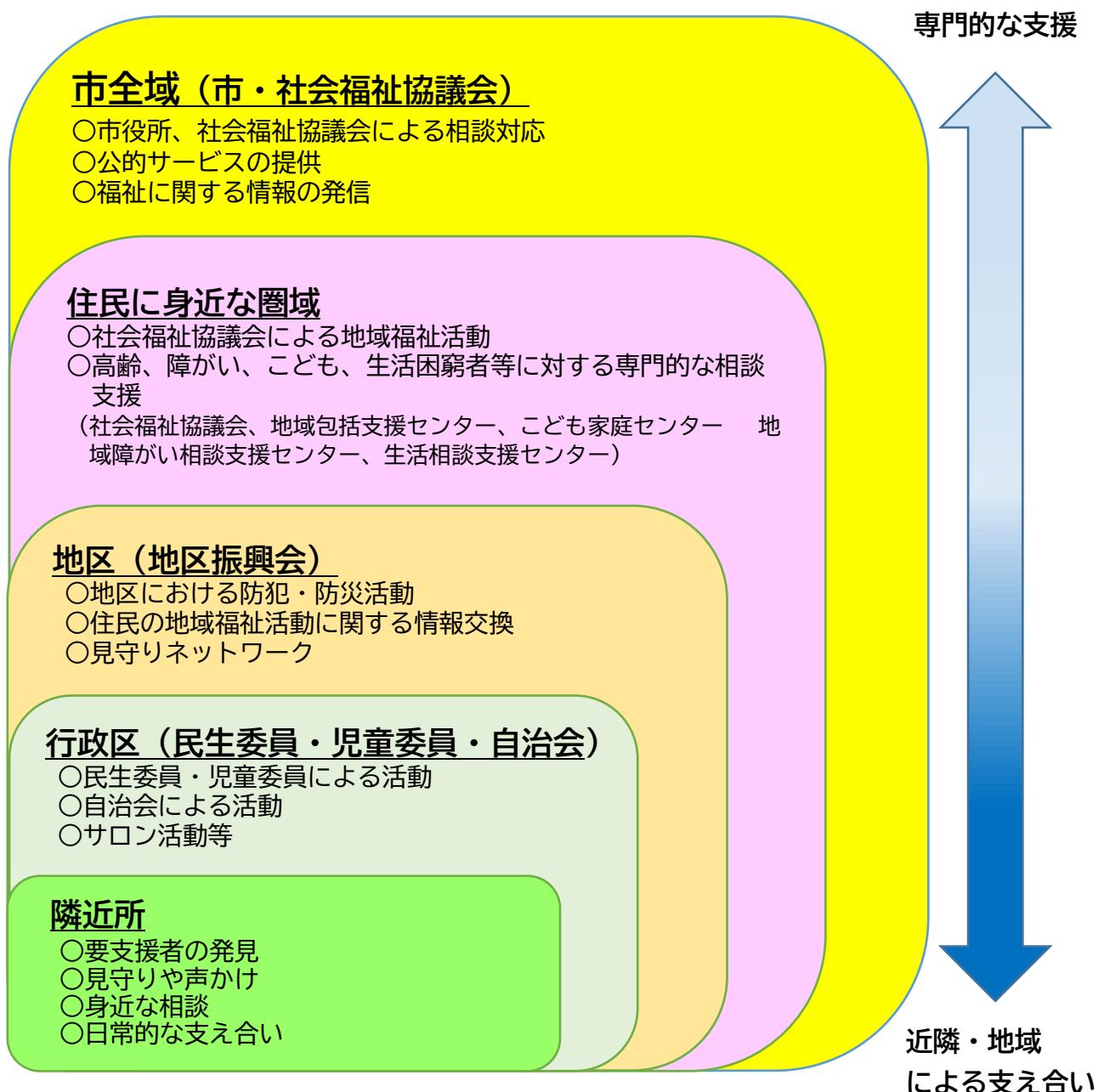


(出典：平成30年度・令和5年度子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査、令和2年度・令和7年度市政アンケート)

3 「住民に身近な圏域」の考え方

本計画では、「行政区（自治会等）」や、旧小学校区などに設置された地区振興会単位の「地区」において、地域支え合い活動の推進を図ります。

また、地域生活課題やニーズについては、地域支え合い活動と連携しながら、中学校区や旧市町単位といったより広い範囲を単位として、専門的な相談・支援体制の構築等に取り組みます。



4 前期計画の進捗評価

計画の柱1 ともに支え合うまちづくり

主な取組内容

- 安心して地域で暮らせる環境づくり
- 地域で支える子育て支援の推進
- 協働による地域づくりの推進
- 地域ぐるみの防災活動の推進
- 社会福祉協議会の基盤強化
- 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築
- 地域における公益的な取り組みや市民活動の推進

成果

- 行政区長、民生委員・児童委員などの地域関係者と地域包括支援センターなどの福祉専門職による避難行動要支援者名簿の確認作業に取り組む地区が増加しました。
- 子育て世帯の交流を促進するため、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を実施するとともに、放課後児童クラブや児童館がない地域においては地区振興会等と協力した子どもデイサービス事業により子どもの居場所を確保しました。

課題

- 頻発化・大規模化する自然災害に対応するため、要支援者の個々の状況に応じて具体的な支援方法を定める「個別避難計画」の策定を推進する必要があります。
- 少子高齢化や地域コミュニティの希薄化に伴い、地域活動を支える「なり手」不足と高齢化・固定化が問題となっているため、地域団体や社会福祉協議会等と協働して地域で支え合う体制づくりを進める必要があります。

計画の柱2 誰もが活躍するまちづくり

主な取組内容

- 健康づくりの推進
- 生活習慣改善の推進
- 保健事業と介護予防等の一体的な取り組みの推進
- 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり
- 障がい者（児）の自立と社会参画の推進
- 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実
- 生涯学習の環境づくりの推進

成果

- 健康ポイント事業に「熊本健康アプリ」を導入し、デジタル化を図ったことで、若い世代の参加者が増加しました。
- 地域健診や施設健診など複数の健診体制を継続し、健診費用の助成や大腸がん・子宮頸がん・乳がんの単独健診など、受診しやすい体制を整備しました。
- 住民主体の地域介護予防活動による元気な高齢者を増やす取り組みへの支援と脳いきいきサポーターを養成し、地域での認知症予防活動の実践につなげました。
- 子育ての孤立化を防止するため、乳児のいる全家庭を訪問し、必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭についてはサービスの提供に結びつけました。
- 障がい者週間に合わせ障がい者団体等の参画を得て実施した啓発イベントには1,000人を超える参加がありました。

課題

- 若年層の不適切な生活習慣が将来の健診受診率の低下が疾病リスクに影響を及ぼす恐れがあります。
- 通いの場やサロン、健康運動事業などに週1回以上参加し、介護予防に取り組んでいる高齢者数が減少しています。
- 妊娠、出産及び子育てに関する不安や悩みの解消と子育てに係る経済的負担を軽減する必要があります。

計画の柱3 困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組内容

- 地域生活課題への相談・支援体制の構築
- 生活に困窮している人への自立支援

成果

- 相談者の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、重層的支援体制整備事業や既存の相談支援事業により、こども・障がい・高齢・生活困窮などの属性を超えた柔軟な取り組みを実施し、地域全体で支え合う体制の構築を図りました。
- 生活困窮者自立支援事業を通じて、関係機関と連携し、総合的な支援を実施することで生活困窮者の生活再建を図ることができました。

課題

- 個人や世帯が抱える複雑で多様な生活課題に対応する支援体制の強化が必要です。
- 就労支援を受けても就労につながらないケースや、家計改善だけでは生活できず生活保護に至る人が多い状況となっています。

5 地域福祉をめぐる社会動向（国等の動向）

(1) 近年の関係法の改正等

令和2年度以降、下表のような関係法の改正等が行われているため、これらの内容を踏まえ、第5期計画を策定します。

年	月	内容
令和3年	3月	新たな「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」の公表（厚生労働省）
	4月	「改正社会福祉法」の施行（厚生労働省） …地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
令和4年	3月	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表（厚生労働省） …市町村計画に盛り込むべき目的と目標・方針が示されました。 第4期熊本県地域福祉支援計画の公表（熊本県）
	6月	「こども基本法」の施行（こども家庭庁） …次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するよう規定されました。
令和6年	3月	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行（厚生労働省） …「女性の福祉」「人権の尊重や養護」「男女平等」の視点が明確にされました。
	4月	「改正障害者差別解消法」の施行（内閣府） …民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮」が義務化されました。
	5月	「孤独・孤立対策推進法」の施行（内閣府） …社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みが規定されました。
令和7年	3月	「改正生活困窮者自立支援法」の施行 …生活困窮者居住確保給付金の支給対象者の拡大や、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施について規定されました。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の理念

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

本計画においても、SDGsの視点を意識し、地域の生活課題の解決に向けた「やさしさと安心のまち」を目指して持続的に推進します。



※SDGsは世界全体で取り組む各項目の達成を2030年と定めていますが、2030年以降は、新たな目標としてSWG（Sustainable Well-being Goals：持続可能な幸福目標）が提唱されています。

第3章 計画の目指す方向性

1 計画の理念（目指すこと）

やさしさと安心のまち

天草の未来を担うこどもたちを育み、私たち一人ひとりがいつまでも元気に暮らし、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持ち、地域ぐるみで助け合い、支え合い、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 天草市のあるべき姿（2030年）

市民が生き生きとやさしさにあふれた地域で暮らしています

こどもから高齢者、障がいのある人など、すべての人が健康で生きがいを持ち、日々生き生き過ごすことができています。また、自分でできることは自分で行い、周りの人とともにできることはお互いに助け合い、支え合いながらやさしさの中で暮らせるまちとなっています。



【現在】

【ゴール】

第6期計画
令和12年度～
(2030年度)

第5期計画
令和8年度～
(2026年度)

第4期計画
令和5年度～
(2023年度)

※バックキャスティング…ありたい姿を描き、そのありたい姿を実現するためには、どのような施策が必要か、未来から逆算していく手法。

3 計画の柱（基本方針）

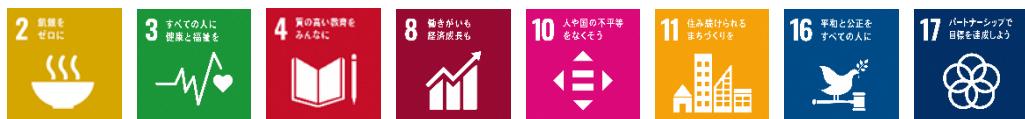
計画の理念や 2030 年のありたい姿を実現するための施策の基本方針として、次の 2つを計画の柱とします。

計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実



- 住民同士がお互いに見守り、助け合い、支え合いながら、安心して地域で生活できる住民主体のまちづくりを推進します。
- 高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの分野にとらわれず、すべての市民を対象とした「みんなまるごと相談支援」の体制づくりに取り組みます。

計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進



- 市民の運動・食事・生活習慣の改善と健診受診率向上等による健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らすことができるよう地域における活動機会の充実と住民主体の介護予防活動等を推進します。

第4章 「天草市地域福祉計画」の施策展開

本章では、本市の今後4年間の取り組みを示します。

計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実

主な取組	施策
1 安心して地域で暮らせる環境づくり	1-1 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築
	1-2 地域で見守り支え合う環境づくり
	1-3 地域で支える子どもの見守り体制の強化
	1-4 地域福祉ネットワーク事業 (重層的支援体制整備事業のアウトソーシング事業)
	1-5 協働による地域づくりの推進
	1-6 市民活動団体による地域づくりの推進
2 地域生活課題への相談・支援体制の構築	2-1 「みんなまるごと相談支援」の体制づくり
	2-2 高齢者の相談支援体制の充実
	2-3 障がい者（児）の自立と社会参画の推進
	2-4 妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実
	2-5 生活に困窮している人への自立支援

計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進

主な取組	施策
3 健康づくりと生活習慣病予防の推進	3-1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
	3-2 ライフステージに合わせた健康づくりの推進
4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり	4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実

主な取組1 安心して暮らせる環境づくり

1－1 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築

現 状

- 高齢者や障がいのある人などの中には、災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）や、一般の避難所では避難生活を送ることが難しい人がいます。
- 本人の同意を得て作成した避難行動要支援者名簿を、行政区長、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの地域の関係者に提供しています。
- 災害時には、福祉避難所を開設し、障がいのある人や妊産婦など一般の避難所生活に特別の配慮が必要な方の受け入れを行っています。

課 題

- 要支援者の状況に応じて、避難の具体的な支援方法を定めた「個別避難計画」を作成し、災害時における避難支援の実効性を高める必要があります。

施策の方向性

- 地域における避難行動要支援者名簿の確認作業を推進します。
- 個別避難計画の作成と情報共有による地域住民との連携を強化します。
- 高齢者や障がいのある人などにも配慮した避難支援体制（情報伝達・避難所運営など）の整備に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
避難行動要支援者名簿の提供	地域の関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、地域住民による日頃からの見守り支援や、災害時の避難支援体制の構築に取り組みます。
個別避難計画の作成	要支援者の状況に応じて、避難の具体的な支援方法を定めた「個別避難計画」を作成します。
福祉避難所の確保	社会福祉施設などと協定を締結し、高齢や障がいなどの理由により一般の避難所での避難生活が困難な住民の受入先の確保に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値 R 6	目標値			
		R 8	R 9	R 10	R 11
避難行動要支援者名簿の確認に取り組む行政区の割合	82%	85%	90%	95%	100%

・市独自調査により把握します。

※行政区数…令和6年度時点：361区（内確認に取り組む行政区：296区）

1－2 地域で見守り支え合う環境づくり

現 状

- 少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進行しています。
- 生産年齢人口の減少に伴い、これまで地域で活動してきた地域の担い手が減少しています。
- 社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と連携して、地域住民と関係機関・団体等とを結ぶ地域福祉ネットワークの中心的役割を担っています。

課 題

- 地域福祉の核となる機関や多様な主体と連携した、地域の見守りと支援体制の強化が必要です。
- 社会福祉協議会の自主財源である会費、共同募金配分金および寄附金等は、人口減少に伴い減少しています。

施策の方向性

- 地域支え合い活動において、中心的な役割を果たす行政区長や民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携を強化します。
- 市民活動団体や社会福祉協議会等と連携して、地域住民が進んで地域支え合い活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 社会福祉協議会の安定した運営と地域福祉活動を支援します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員の活動を支援することで、地域の見守り活動の充実と体制の強化に取り組みます。
社会福祉協議会補助金	地域福祉事業に係る事務局職員の人事費の一部を支援し、社会福祉協議会の安定運営と地域福祉サービスの持続を図ります。

事業等名	事業等の概要
ボランティア活動推進事業補助金	地域住民によるボランティア活動の育成や充実を図るため、社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業を推進します。

目標・指標

目標・指標名	現状値 R 6	目標値			
		R 8	R 9	R 10	R 11
地域福祉に関するボランティア活動や支援活動に参加したことがある市民の割合	24.1%	24.3%	24.5%	24.7%	24.9%

・「地域福祉に関するボランティアや支援活動に参加したことがある市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。

1-3 地域で支える子どもの見守り体制の強化

現 状

- 少子化や核家族化が進み、共働き家庭が増加しています。
- 保育ニーズの増加やワークライフバランスの広がりに伴う支援ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化、将来に不安を抱く若者の増加など、課題が複雑化しています。
- 子どもの貧困や虐待、ヤングケアラーの問題が顕在化しています。

課 題

- 保護者が安心して就労できる環境や子どもたちが安心して過ごせる環境の充実を図るために、関係団体と連携した取り組みや居場所の整備が必要です。
- 少子化や地理的な課題により、周辺地域において子育て支援に係る社会資源が不足する傾向にあることから、住み慣れた地域で子どもが等しく教育・保育を受けられる環境を維持する必要があります。

施策の方向性

- 子どもたちが放課後等に安心して過ごすことができる居場所づくりの取り組みを継続し、生活と子育ての両立を支援できる環境づくりに取り組みます。
- 地域で子どもや子育て世帯を応援する団体への支援を継続し、市民相互援助活動の促進を図ります。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
子どもデイサービス事業	地域団体等の協力により、放課後児童クラブや児童館がない地域での放課後等の子どもの居場所づくり、見守りを行います。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談に対応します。また、こども家庭センターと連携して、支援が必要な子どもや家庭を専門の支援機関につなぐなど切れ目のない支援を行います。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場の開設に取り組みます。
ファミリーサポートセンター事業	家族や保育施設で応じきれない部分を補完するため、協力会員と依頼会員の相互援助活動の調整を行い、協力会員による子どもの預かり等の支援を行います。
子どもはぐくみ応援事業	子どもや子育て家庭を応援することも食堂などの取り組みを行う団体の運営支援など、地域における子育て支援の取り組みを推進します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
		R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
子育てしやすい地域であると感じる子育て中の市民の割合	69.7%	70.0%	71.5%	73.0%	75.0%	
困った時に相談できる人（場所）が地域にあると感じている子育て中の市民の割合	60.2%	61.5%	63.0%	64.0%	65.0%	
子ども食堂等の設置数	6か所	8か所	8か所	8か所	8か所	

・「子育てしやすい地域であると感じる子育て中の市民の割合」と「困った時に相談できる人（場所）が地域にあると感じている子育て中の市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。

・「子ども食堂等の設置数」は、独自調査により把握します。

1－4 地域福祉ネットワーク事業（重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業）

現 状

- 人口減少と少子高齢化の進行に伴い、核家族化や単身世帯化が進み、支援や介護を必要とする人のほか、社会的に孤立する人等の割合が増えています。
- 支援が必要であるにも関わらず、支援者もなく相談につながらない「潜在的なニーズ」のある人がいます。

課 題

- 複雑化・複合化した課題を抱えながらも、相談につながらない人に支援を届ける必要があります。

施策の方向性

- 生活課題をかかえた人を誰一人残すことなく支援するため、地域住民や民生委員・児童委員、協定・協力事業所との連携を強化します。
- 支援が届いていない人を把握した場合は、対象者の現状を把握し、必要に応じて制度の周知やサービスの提供を行い、地域や各支援機関等とのつながりづくりに取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
地域福祉ネットワーク事業（重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業）	関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を把握し、支援関係機関との連携を通じて情報を収集します。 また、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

目標・指標

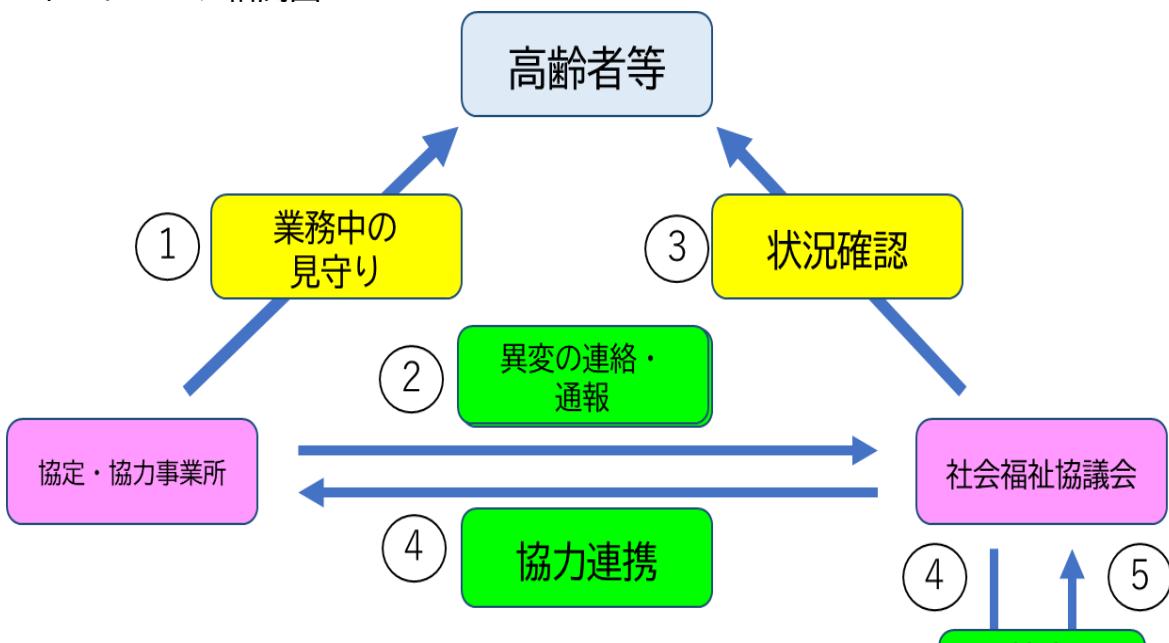
目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
地域福祉ネットワーク事業協定事業所数	47 箇所	49 箇所	50 箇所	51 箇所	52 箇所
地域福祉ネットワーク事業協力事業所数	387 事業所	389 事業所	390 事業所	391 事業所	392 事業所
地域福祉活動に係る相談件数	1,208 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件

・「地域福祉ネットワーク事業協定事業所数」、「地域福祉ネットワーク事業協力事業所数」は、天草市社会福祉協議会の実績報告書により把握します。

参考／地域福祉ネットワークのしくみ

地域福祉ネットワーク事業による見守り活動は、地域住民や地域の各種団体、協力事業所等が日常生活または業務中に「高齢者等の異変」や「生活上の困りごと」などに気付いた場合に、近くの社会福祉協議会に情報提供することで、社会福祉協議会による迅速な現状把握と初期対応が実施され、必要に応じて関係制度の周知やサービス等の提供を行うしくみです。

<ネットワーク相関図>



<社会福祉協議会>

- 支援が必要な住民の把握・意見交換・情報共有を、行政区・地区振興会単位で開催します
- 日頃からの見守り・通報連絡、認知症の人への声かけ訓練を行います
- 協定・協力事業所の連携を強化する連絡会を開催し、見守り活動と情報共有を推進します

1－5 協働による地域づくりの推進

現 状

- 地域づくりを担う住民自治組織として、10のまちづくり協議会と51の地区振興会があり、地域課題の解決と特色ある活動が行われています。
- 人口減少や共働き世帯の増加、核家族化などにより、住民の意識やニーズが多様化し、活動が難しい地域が現れてきています。
- 地域ごとの課題に応じた対策と地域が主体となる取り組みを支援し、協働して持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

課 題

- 人口減少や少子高齢化が進む地域の現状に合った地域づくりの推進が必要です。
- 持続可能な地域づくり活動の取り組みへの支援強化が必要です。
- 日常における共助活動の推進と取り組みへの支援が必要です。

施策の方向性

- まちづくり協議会や地区振興会、行政区、各団体等と協働して、暮らしの環境維持と担い手確保による地域コミュニティの存続など、地域の実情を踏まえた地域課題の対応策を明らかにし、その取り組みを進めます。
- 住民一人ひとりが役割を認識し、地域全体で地域づくり活動を行うための意識啓発を行います。
- 地域住民が地域の誇りを持ち続けることが出来る取り組みや、主体的に取り組む地域コミュニティ活動を支援し、元気な地域づくりを推進します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
まちづくり推進交付金事業	住民自治の充実強化及び住民と行政の協働による地域づくり活動を推進するため、まちづくり協議会や地区振興会の取り組みに対し補助金を交付します。
まちづくりチャレンジ支援交付金	まちづくり協議会や地区振興会、行政区等が地域資源等を活用し、地域の個性や特色を活かした新たな取り組みや独自の地域づくり活動を支援するため、補助金を交付します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	
地区振興会および地域の各種団体等が主催する地域づくり活動が活発に行われていると感じている市民の割合	53.6%	61.4%	65.3%	69.2%	73.1%	
過去1年間に地域活動（ボランティアを含む）に役員やスタッフ等として参加したことがある市民の割合	33.7%	42.5%	46.5%	50.5%	54.5%	

<把握方法>

- 「市政に関するアンケート」により把握します。

1-6 市民活動団体による地域づくりの推進

現 状

- NPO等の市民活動団体は、多様な分野における豊富な経験・知識・スキルを有し、地域が抱える様々な課題解決に取り組んでいます。

課 題

- NPO等の市民活動団体では、後継者不足などの問題により、団体の存続や活動の維持が困難となり、事業の縮小や活動の休止・解散を検討する団体が増加しています。
- 市民による自発的な地域活動の維持・活発化のため、団体の活動状況を把握し、団体が必要とする支援策を見出し、相談支援の強化を図りつつ、団体間の横のつながりを強化する必要があります。

施策の方向性

- NPO等の市民活動団体の自立的かつ安定した運営基盤づくりをするため、市民活動団体が直面する課題に対して、専門的な相談支援を強化し、団体の運営能力を高めます。
- 活動報告会等を開催し、市民活動団体間の交流を促進します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
市民活動支援センター事業	NPO等の市民活動団体の活性化を図るため、次のような支援を行います。 ①市民活動に取り組む個人・団体の相談対応 ②セミナー等の開催によるスキルアップ機会の提供 ③人的ネットワークの構築 ④情報の受発信
市民活動支援事業補助金	NPO等の市民活動団体の活動・運営支援による基盤づくりを行い、継続して活発な活動ができる団体の育成と団体の活性化を図るための活動を支援します。
福祉基金助成金（一般助成事業）	ボランティア活動の促進、高齢者の保健福祉の増進、障がい者の社会参加の促進、児童福祉の向上を目的とした民間団体、企業及び住民組織による活動を支援します。

目標・指標

目標・指標名	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11
市民活動団体への相談（支援）の件数	127件	135件	145件	155件	165件
福祉基金助成金（一般助成事業）の活用団体数	0件	1件	1件	1件	1件

<把握方法>

- 「市民活動団体への相談（支援）件数」は、市民活動支援センター事業実績報告書により把握します。
- 「福祉基金助成金の活用団体数」は、福祉基金助成事業の実績により把握します。

主な取組2 地域生活課題への相談・支援体制の充実

2-1 「みんなまるごと相談支援」の体制づくり

現 状

- 市民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応するため、重層的支援体制の整備を進めてきたことで、市内の相談・支援機関等の連携が高まっています。
- 人口減少と少子高齢化の進行に伴い、核家族化や単身世帯化が進み、支援や介護を必要とする人のほか、社会的に孤立するおそれのある人等の割合が増えています。

課 題

- 高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する8050問題や、子育てと親の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題に対する支援体制の強化が必要です。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した各種制度の狭間にある課題に対応する重層的支援体制整備事業により、属性や分野を超えた柔軟な取り組みを継続して、相談・支援体制を強化します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
包括的相談支援事業	高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各相談支援事業者が相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供などを行います。 また、相談支援事業者や各支援機関と連携した支援を行います。
多機関協働事業	関係者間の連携の円滑化と既存の相談支援機関の支援により、包括的な支援体制を構築します。 また、複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を調整します。
アウトリーチを通じた継続的支援事業	1-4「地域福祉ネットワーク事業（重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業）」の施策内容と同様とします。

事業等名	事業等の概要
参加支援事業	地域の社会資源等を活用した社会とのつながり作りに向けた支援と利用者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用した支援メニューと本人のマッチングを行います。また、マッチング後のフォローアップとサポートを行います。
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場を整備し、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれるように促します。また、分野や領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会とプラットフォームの形成を推進します。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値		
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
困ったときに相談できる人や場所が地域にいる(ある)と感じる市民の割合	52.3%	53.5%	54.0%	54.5%	55.0%

・市政アンケートにより把握します。

「重層的支援体制整備事業」とは

社会福祉法第106条の4第2項には、重層的支援体制整備事業の事業内容が定められており、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することとされています。具体的には、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援と、それを効果的に実施するための「アウトリーチを通じた継続的支援事業」と「多機関協働事業」の2つの事業が規定されています。また、これらの事業は個別に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が表れるとしてされています。

対象となる事業

(1)包括的相談支援事業

事業名	対象者
地域包括支援センターの運営事業	65歳以上の高齢者とその家族等
障害者(児)相談支援事業	障がい者とその家族等
利用者支援事業	こどもとその保護者、妊産婦等
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者とその家族等

(2) 参加支援事業

事業名	対象者
参加支援事業	既存の制度では対応できない社会参加に向けた支援が必要な人

(3) 地域づくり事業

事業名	対象者
一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）	65歳以上の高齢者とその支援のための活動に関わる人
生活支援体制整備事業	高齢者と地域づくりに関わる人
地域活動支援センター事業	障がい者等
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者
天草市子ども民生委員事業	市内の小学生（※市単独事業）

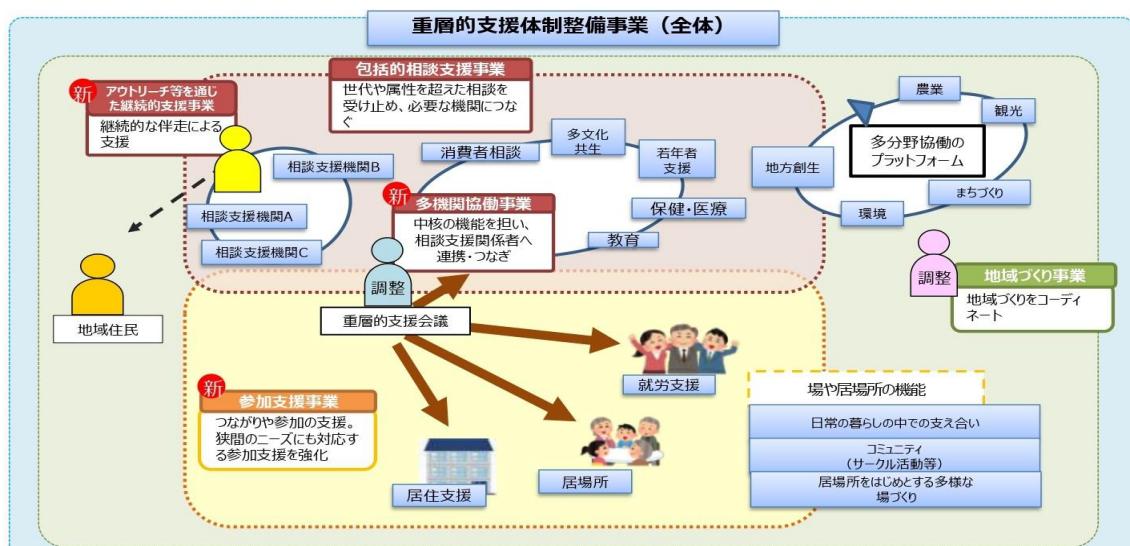
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業名	対象者
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会的に孤立している人、困りごとはあるが支援機関や相談窓口につながっていない人
地域福祉ネットワーク事業	地域による支援を必要とする人

(5) 多機関協働事業

事業名	対象者
多機関協働事業	複雑化、複合化した課題を抱える人

※重層的支援体制整備事業（全体）



(資料：厚生労働省社会・援護局作成)

2-2 高齢者の相談支援体制の充実

現 状

- 人口減少と少子高齢化に伴い、核家族化や単身世帯化が進行し、支援や介護を必要とする人のほか、社会的に孤立するおそれのある人が増えています。
- 高齢者の5人に1人が認知症であるとのデータがあり、誰もが認知症となる可能性があります。

課 題

- 速度的に進む高齢化とともに、生活困窮や障がいなど様々な課題を抱える生活実態を把握し、多角的な支援策を講じる必要があります。
- 認知症や支援が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に対する地域の理解を深めていくことが必要です。

施策の方向性

- 高齢者にとっての総合相談窓口として、権利擁護、介護予防マネジメント等の個別支援、地域支え合い活動の推進、多職種連携の仕組みづくり、地域ケア会議等を通じ、地域包括ケアシステムの構築を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる体制を整備します。
- 認知症により支援が必要な状態になっても安心して日常生活を過ごせるよう、市民が認知症を正しく理解（※新しい認知症観）できるよう普及啓発を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応ができる地域づくりを推進します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	市内6か所に設置した「地域包括支援センター」において、高齢者の生活全般に係る相談対応などの個別支援や、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できる支援体制づくり（生活支援体制整備事業における地域支え合い推進員の活動を含む）に取り組みます。
認知症総合支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業において、認知症相談センターを市内に1か所設置。また、認知症地域支援推進員を2人配置し、関係者の連携を図るための取り組みや、支援体制を構築するための取り組みなどの企画調整を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
地域包括支援センターにおける総合相談件数	6,058 件	6,000 件	6,000 件	6,000 件	6,000 件
認知症相談センター相談件数	453 件	400 件	400 件	400 件	400 件

- ・「総合相談件数」は、地域包括支援センター活動報告書により把握します。
- ・「認知症相談センター相談件数」は認知症相談センター実績報告書により把握します。

※新しい認知症観

「認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という考え方。

【これまでの認知症観】

- ①他人ごと、目をそらす、先送り
- ②認知症だと何もわからない、できなくなる
- ③本人は話せない、声を聞かない
- ④おかしな言動で周りが困る
- ⑤危険重視
- ⑥周囲が決める
- ⑦本人は支援される一方
- ⑧認知症は恥ずかしい、隠す
- ⑨地域で暮らすのは無理
- ⑩暗い、萎縮、あきらめ、絶望的

【新しい認知症観】

- ①わがこと、向き合う、備える
- ②わかること、できることが豊富にある
- ③本人は声を出せる、声を聞く
- ④本人が認知症バリアの中で一番困っている
- ⑤当たり前のこと（人権）重視、自由と安全のバランス
- ⑥本人が決める（決められるように支援）
- ⑦本人は支え手でもある
支えー支えられる関係
- ⑧認知症でも自分は自分、オープンに
- ⑨楽しい、のびのび、あきらめずに、希望を

2-3 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

現 状

- 身体障がい者は減少していますが、知的障がい者や精神障がい者、障がい児サービスを利用するこどもは増加しています。
- 障がい者の重度化・高齢化及び家族介護者の高齢化が進んでいます。

課 題

- 障がいがあっても地域での暮らしを選択できる支援体制の強化が必要です。
- 強度行動障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など重度の障がいがあっても安心して地域で暮らせる支援体制の整備が必要です。

施策の方向性

- 障がいの種別を問わない総合相談窓口による、専門的な相談や障がい福祉サービスの利用支援等に取り組みます。
- 障がいがあっても地域での暮らしを選択できる支援体制やネットワークの強化に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
介護給付費	居宅介護等、日常生活上、継続的に必要な介護支援を提供します。地域で生活する障がい者（児）の緊急時の受け入れ体制の整備を進めます。
訓練等給付費	就労に関する支援等、障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援を提供します。グループホームや就労に関する支援体制を強化します。
相談支援事業	「地域障がい相談支援センター」を中心に、障がい福祉に関する専門的な相談対応等の個別支援や障がい者（児）が安心して地域で暮らせる支援体制の整備を進めます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
障がい福祉サービス利用者のうち、在宅で生活している障がい者の割合	69.1%	69.4%	69.6%	69.8%	70.0%

・「障がい福祉サービス利用者のうち、在宅で生活している障がい者の割合」は、障がい福祉サービスの給付実績により把握します。

2－4 妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

現 状

- 令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置しました。
- 妊娠届出時や妊娠8か月時にすべての妊婦に対する面談を実施。また、出産後には乳児家庭全戸訪問事業において保健師等が訪問を行い、子育て支援プランを提案し、情報提供や相談対応をしています（伴走型相談支援）。
- 妊婦健診や乳幼児健診等により母子の心身の健康の保持・増進を推進しています。
- 子ども総合相談事業により、すべての子どもとその家庭、および妊産婦からの相談に係る機関が一体となって対応し、個々の状況に応じた支援プランの作成や情報提供などを行なながら、きめ細やかな支援につなげています。

課 題

- 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦や子育て中の保護者の孤立感や負担感が高まっています。
- こどもやその家庭が抱える問題は多様化・複雑化しており、こどもや家庭の実情に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- 妊産婦の孤立や不安の解消と、子どもの健やかな成長を促すことのできる伴奏支援の充実が求められています。

施策の方向性

- 誰もが安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが安全で健やかに成長できるように、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図ります。
- こども家庭センターの専門性を高め、同センターを中心に関係部署や児童相談所等の関係機関が連携し、潜在的な課題を抱える家庭の早期発見、総合的な支援計画の策定、および迅速かつ的確な支援を実行できる体制を構築します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
母子保健事業	こどもや妊産婦等の健康の保持・増進のため、各種健康診査や健康教育等を行い、相談への対応や必要な情報提供、助言など、様々な形での育児支援を提供します。
子育て世代包括支援事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門スタッフが相談支援を行います。また、地域の保健・医療・福祉の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる包括的で切れ目のない支援を提供します。

事業等名	事業等の概要
妊婦支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じ様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することで、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように取り組みます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、利用できるサービスの情報提供や子育てに関する相談に対応することにより、産婦及び子どもの心身の健康保持を図ります。併せて、子育て家庭の孤立を防ぎます。
子育て世帯訪問等支援事業	家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に対し、生活を支援する者が訪問するなどして、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより妊産婦の心身の健康の保持を図ります。併せて、家事や育児等の支援を実施します。
子ども総合相談事業	市内に在住するすべての子ども及び妊産婦の実情を把握し、子どもが健やかに成長し、家庭や地域で安心して子育てができるように、保健師や心理士などが専門的な相談支援を行うとともに、各種子育て支援事業等についての情報提供を行います。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関）	乳幼児及びその保護者の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談に対応します。また、子ども家庭センターと連携して、支援が必要な子どもや家庭を専門の支援機関につなぐなど切れ目のない支援を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標		
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
安心して子どもを生み育てる環境が整っていると感じている市民の割合	R7年度より アンケート新設 (R7:43.1%)	44.8%	46.5%	48.2%	50%

<把握方法>

- 「安心して子どもを生み育てる環境が整っていると感じている市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。

2-5 生活に困窮している人への自立支援

現 状

- 複合的な問題を抱える生活困窮者が多くなっています。

課 題

- 生活困窮者の抱える多岐にわたる課題への取り組みが必要です。

施策の方向性

- 生活の安定と自立助長を促すための支援を行います。
- 生活保護に至る前の自立支援策の強化に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、就労支援及びその他の自立に関する問題に対し必要な情報の提供及び助言など、本人の状況に応じた包括的な支援を行います。
住居確保給付金	離職などにより、住居を失った人又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、住居の確保及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
就労準備支援事業	社会との関わりに不安があるなどの理由から、すぐには就労できない人について、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。
家計改善支援事業	家計の管理がうまくできない人などに、家計の再建に向けた指導のほか、※法テラスや貸付けなどを行う関係機関につなぐ支援を行います。
居住支援事業 (シェルター事業)	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間(原則3か月以内)、宿泊場所や食事などの提供を行い、安定した生活を営めるよう支援を行います。
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。
生活福祉資金貸付制度 (社会福祉協議会)	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ります。
生計困難者レスキュー事業 (社会福祉法人の地域貢献事業)	生活困窮者が公的な制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて宿泊・食事・公共料金の支払いなどを支援します。

事業等名	事業等の概要
生活困窮者自立支援庁 内連携会議	府内連携会議を開き、関係部局と連携し、生活困窮者の実態把握と情報共有を図り、生活困窮者を早期に発見し、総合的かつ効果的な自立支援ができるよう取り組みます。
地域福祉ネットワーク 事業	地域住民及び関係団体等の連携を図り、地域において何らかの生活課題を抱える住民の早期発見に取り組みます。

※法テラス／法的トラブルを抱える人の負担を軽減するため、無料または低額で相談・情報提供・手続き支援を行う機関。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値		
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
自立相談支援事業により生活再建を図れた件数	48 件	45 件	45 件	45 件	45 件

<把握方法>

- ・「自立相談支援事業により生活再建を図れた件数」は、生活困窮者自立支援事業実績報告により把握します。

計画の柱2健康と生きがいづくりの推進

主な取組3 健康づくりと生活習慣病予防の推進

3-1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

現 状

- 日々の運動を促す健康ポイント事業にアプリを導入したことにより、60歳未満の参加者や運動習慣のある人が増加傾向にあり、市民の身体活動・運動への意識が高まっています。
- 特定健診受診率は増加傾向にあるものの目標値に達しておらず、また、特定保健指導の実施率は減少傾向にあります。
- 成人向け健診(検診)は、複数の受診方法による実施やオンライン予約の導入、受診勧奨の取り組み等により受診率が伸びています。

課 題

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識のもと、こどもから高齢者まで、健康的な生活習慣を送り、心身機能の維持・向上に取り組む必要があります。
- 働く世代の健診(検診)受診率の低さや婦人科検診を受けられる施設や機会が減少しているため、受診しやすい環境を整えるとともに、受診勧奨や情報発信に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 市民の運動の習慣化につながる取り組みを推進し、少しでも多く身体を動かす市民が増える地域づくりに取り組みます。
- 市民が心身の健康状態を振り返り、より良い生活習慣を身につけることができるよう、相談・健康教育などに取り組むとともに、健康情報を広く発信します。
- 疾病の発症予防や早期発見・早期治療につながるよう、健康診査やがん検診等の受診勧奨に取り組むとともに、市民が受診しやすい体制を整備します。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
健康ポイント事業	市民が楽しみながら気軽に健康づくりに取り組むきっかけづくりとして実施します。日々の運動や健康診断等を受けることでポイントが取得でき、貯まったポイントに応じて、市内で利用できる商品券等を付与します。
住民ボランティアの活躍推進	健康づくり(食生活や運動)に関して知識を有する住民ボランティアを養成し、健康意識の向上を図ります。
健康増進事業	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導等を総合的に実施し、住民の健康意識を高めます。
成人健診事業（各種がん検診含む）	成人向けの健診(検診)を集団や個別で実施します。費用の8~10割を助成して受診を促し、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療につなげます。
特定健康診査	
特定保健指導 重症化予防対策事業	特定健診の結果から、生活習慣病発症リスクの高い人に対して、生活習慣の改善に向けた支援を実施します。また、尿検査の有所見者に対する追加検査や保健指導の実施、高血圧対策として減塩を推進します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
健康に気をつけて生活している市民の割合	85%	87%	88%	89%	90%
特定健診受診率	43%	47%	48%	49%	50%

<把握方法>

- 「健康に気をつけて生活している市民の割合」は、市政アンケートにより把握します。
- 「特定健診受診率」及び「特定保健指導実施率」は、実施年度の翌年10月に確定する法定報告により把握します。

3-2 ライフステージに合わせた健康づくりの推進

現 状

- 【こども】3歳児の朝食摂取率は95%前後で推移しており、依然朝食を食べない子どもがいます。また、小学5年生の肥満傾向児の割合も増加しています。
- 【高齢者】低栄養高齢者の増加や足腰に痛みを感じている高齢者が66%に達するなど生活機能の低下が懸念されます。
- 【女性】若年女性の10人に1人以上がやせの状況にあり、月経不順や骨量の減少、低体重児を出産するリスクを高めているほか、ライフステージごとに女性ホルモンが変化する特性等を抱えています。

課 題

- 幼少期の生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きく影響を及ぼすことから、食育や健康教育を通じてこどもたちの健康意識を高める必要があります。
- 寝たきりや要介護状態への移行を防ぎ、健康寿命を延ばすためには、身体を動かして筋力や適正体重を維持し、生活機能の低下を防ぐ必要があります。
- 妊婦の健康は子どもの健康にも影響することから、妊娠する前から健康増進を図る必要があります。また、ライフステージごとに変化する女性の特性に合わせた取り組みが必要です。

施策の方向性

- 思春期の子どもたちが基本的な生活習慣を確立し、心身ともに健康に過ごすための知識や情報を提供します。
- 子どもの発育・発達の確認や子育てにおける心配事や悩みへの相談対応、歯と口腔の健康づくりのほか、保育園・学校等とも連携した健康教育等に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら健康的な生活を送るために身体を動かす取り組みや低栄養予防、生活習慣改善に係る周知・啓発を推進します。
- 次世代の健康を育むという観点からも、若い女性の適正体重の維持や生活習慣を見直すための情報を提供し、女性特有のがん検診等の実施と受診勧奨に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
乳幼児健診事業	子どもの健やかな成長を促し、保護者の育児をサポートするため、子どもの発育・発達の確認、疾病等の早期発見、育児等に関する相談への対応のほか、必要に応じて保健指導等を行います。
栄養指導・食生活改善事業	朝食を食べる習慣づけや栄養バランスを知って実践できるよう、各地域で幅広い年齢層に対し料理教室等を行います。また、栄養や食に関する知識を有する住民ボランティアを養成します。
歯科保健事業	歯と口腔の健康に関する周知啓発を行うとともに、フッ化物塗布や洗口、各年代における歯科健診(検診)の実施と受診を促します。
成人保健事業 (骨粗しょう症検診)	成人向けの健診(検診)を実施し、費用の8~10割を助成して受診を促し、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療につなげます。 骨粗しょう症検診は、女性30~70歳・男性50~70歳のいずれも5歳刻み節目年齢を対象に実施します。
(乳がん・子宮頸がん)	女性特有のがんを早期に発見するため、子宮頸がん検診は20歳から、乳がん検診は30歳からを対象に実施します。費用の一部または全額助成により受診を促すほか、受けやすい環境を整えます。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値		
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
朝ごはんを食べる子どもの割合（3歳児）	93.5%	94.0%	94.0%	94.5%	94.5%
低栄養傾向の高齢者の割合	18.7%	18.6%	18.6%	18.5%	18.5%
女性の骨粗しょう症検診受診率	14.7%	14.8%	14.8%	14.9%	15.0%

<把握方法>

- 「朝ごはんを食べる子どもの割合」は、幼児健康診査により把握します。
- 「低栄養傾向の高齢者の割合」は、特定健診及び後期高齢者健診の結果により把握します。
- 「骨粗しょう症検診受診率」は、検診実績により把握します。

主な取組4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

現 状

- 住民主体による地域介護予防活動の参加者数については、人口減少や参加者の高年齢化に伴い、減少傾向にあります。
- 認知症予防活動を地域で実践する脳いきいきサポーターの活動により、通いの場等において、楽しい認知症予防対策と支援が必要な状態になっても地域交流ができる場として展開されています。

課 題

- 地域や高齢者自身がやりたいこと、興味のあることへの取り組みが、より良い地域づくりにつながるため、住民主体による地域介護予防活動を進めていく必要があります。
- 認知症予防の実践や地域介護予防活動の普及・継続を図るために、脳いきいきサポーターを養成し、活動の機会を拡大する必要があります。

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で健康で生きいきと暮らすことができるよう、地域の実情に応じて、介護リスク年齢である70～84歳の状況を個別に確認し、何らかの支援を要する人を早期に把握して、住民主体の地域介護予防活動等につなげていきます。
- 住民主体の地域介護予防活動と認知症予防を効果的に連動させるため、脳いきいきサポーターを養成し、地域における活動機会を増やしていきます。
- シニアクラブ（老人クラブ）の活動支援を行います。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
地域介護予防活動支援事業（通いの場・ふれあいいきいきサロン）	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の地域活動を支援します。
地域介護予防活動支援事業（脳いきいきサポーター養成）	認知症予防を地域に広げる取り組みとして、認知症予防プログラムの実践を行うサポーターを養成し、地域活動の場での実践につなげます。
天草市老人クラブ連合会補助金	高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防活動及び地域支え合い活動等、生活や地域を豊かにする取り組みを支援します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
		R 6	R 8	R 9	R 10
地域介護予防活動参加者数（月1回以上）	4,900人	4,800人	4,800人	4,800人	4,800人
通いの場登録団体数	182か所	200か所	200か所	200か所	200か所
脳いきいきサポーター登録者数	556人	600人	630人	660人	690人

- ・「地域介護予防活動」は、地域支え合い推進員活動報告により把握します。
- ・「通いの場登録団体数」は、年度末の登録団体の調査により把握します。
- ・「脳いきいきサポーター登録者」は、活動調査にて把握します。

付隨計画 天草市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

付隨計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、関係機関等と連携した施策の展開を図り、判断能力が不十分な人が置き去りにされることなく、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるまちを目指します。

成年後見制度の種類

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられます。

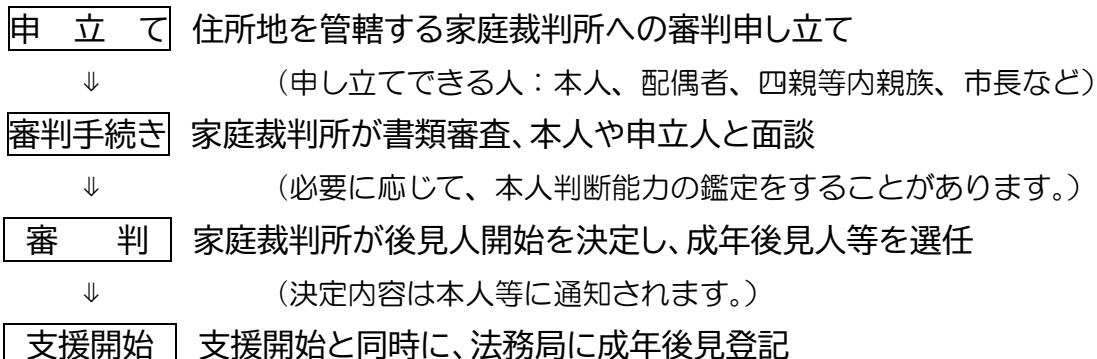
法定後見制度は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、選任された成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や重要な契約などを代わりに行い、本人の意思を尊重しつつ生活を支える仕組みです。本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助の3つの類型に分けられます。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておくものです。

(法定後見制度)

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		
支援の範囲	すべての法律行為の代理に関すること	裁判所が定めた重要な契約や財産管理の同意・取消や代理に関すること	裁判所が定めた特定の契約・手続き等の同意・取消や代理に関すること

法定後見制度利用の流れ



任意後見制度利用の流れ

申立ての前に、本人と任意後見受任者とで任意後見内容を取り決め、公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約が登記されます。本人の判断能力が不十分になった場合に、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てることで制度の利用が始まります。

成年後見人等の主な職務

身上保護	医療に関する診療契約、住居の確保に関する賃貸借契約及び施設の入退所時の契約、費用の支払いなどに関する法律行為
財産管理	印鑑や預貯金通帳の管理、不動産の維持管理など、被後見人が所有する財産の適正な管理
家庭裁判所への報告	資産等の調査による後見等事務計画書、財産目録及び収支状況報告書の作成・報告

【成年後見人等ができない主な行為】

- ① 事実行為（食事や排せつの介助や清掃、送迎及び付き添いなど）
- ② 身元保証人・入院保証人等になること（親族後見人が親族の立場では可能）
- ③ 医療行為への同意（本人固有の判断によるもの）
- ④ 一身専属的な権利の代理行為（結婚、養子縁組等、本人固有の判断によるもの）

意思決定支援

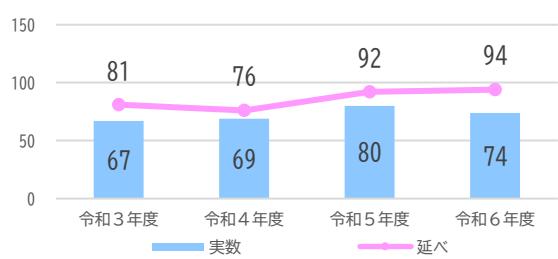
意思決定が困難と思われる場合であっても、本人が意思決定をしながら尊厳をもって暮らしていくことが重要です。本人の示した意思が他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されます。そのため、意思決定にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（権利擁護支援チーム）が必要となります。

また、民法第858条などにおいて、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められています。

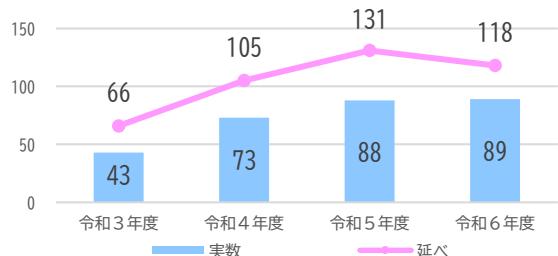
2 天草市の成年後見制度利用の現状

権利擁護制度（地域福祉権利擁護事業・成年後見制度等）の利用に関する相談件数は増加しています。

■権利擁護制度に関する相談件数の推移

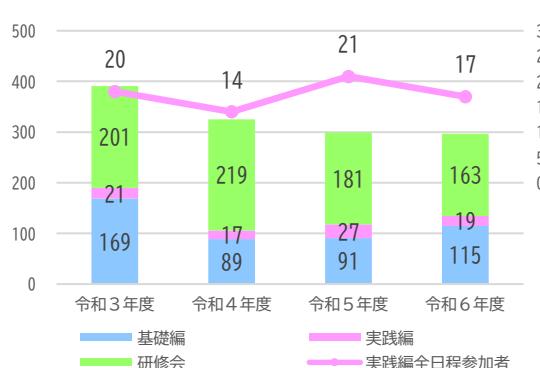


■権利擁護制度の利用に関する相談件数の推移



全体の参加者数は減少傾向ですが、実践編終了者数は15から20人前後で横ばい状態です。

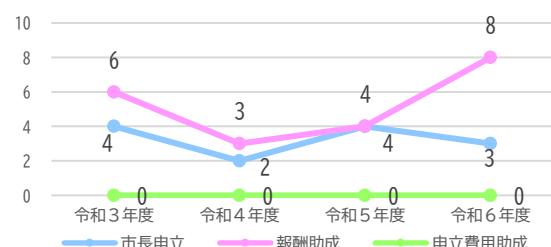
■権利擁護人材育成事業（市民後見人等養成事業）参加者数の推移



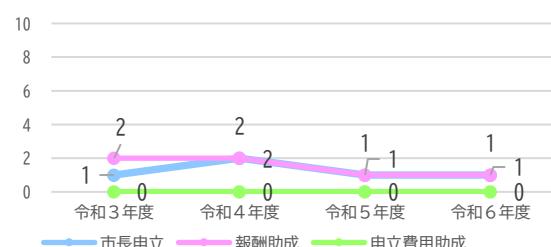
高齢者の報酬助成件数は増加しています。障がい者の実績は横ばい状態です。

■成年後見制度利用支援事業実績の推移

〈高齢者〉



〈障がい者〉



全体の利用者数は減少しており、特に後見利用者数は減少しています。保佐利用者はやや増加しています。

■成年後見制度類型別利用者数の推移



3 計画の目標達成状況

① 成年後見制度利用者数

目標・指標名	R 3	R 5	R 6	R 7
目標値		160人	164人	168人
実績値	157人	153人	129人	
(内訳) 後見	130人	118人	96人	
保佐	21人	26人	26人	
補助	5人	8人	6人	
任意後見	1人	1人	1人	

成年後見制度利用者は減少しており、特に後見利用者は減少数が大きくなっています。新規利用者もいますが後見終了者が多い状況です。

権利擁護支援の多様な制度の活用を含めて周知、利用の推進を進めていく必要があります。

② 市民後見人養成講座（実践編）参加者数

目標・指標名	R 3	R 5	R 6	R 7
目標値		25人	25人	25人
実績値	21人	27人	19人	

参加者数は目標に達しておらず、今後も後見人等となる人材の確保・育成を継続していく必要があります。

③ 中核機関相談対応件数

目標・指標名	R 3	R 5	R 6	R 7
目標値		120件	130件	140件
実績値	110件	168件	163件	

相談件数は増加しており目標値を達成している。今後も相談支援機能の充実を図ります。

④ ケース会議開催数

目標・指標名	R 3	R 5	R 6	R 7
目標値		12回	12回	12回
実績値	4回	9回	7回	

令和4年度より毎月1回開催とされていますが、相談ケースがない場合は開催していません。相談対応件数は増加していますがケース会議で検討するケースは横ばい状態です。相談関係機関への継続的な周知・啓発を図る必要があります。

計画の柱 成年後見制度の利用促進と地域連携ネットワークづくり

1 安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

(1) 意思の尊重を重視した取組

取組名	取組の概要
多様な権利擁護支援施策の活用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な人を早く見つけられるように、相談機関や関係者と連携していきます。 ・成年後見制度や任意後見制度、地域福祉権利擁護事業（例えば日常生活自立支援事業）など、さまざまな権利擁護支援の仕組みを活用します。これにより、本人の意思を大切にした支援を行うための啓発活動を進めています。 また、市民や医療機関、福祉関係者を対象に、相談会や研修会を開催し、権利擁護支援制度についての理解を深めています。

(2) 市長申立てと成年後見制度利用支援

取組名	取組の概要
市長申立ての実施	権利擁護支援の地域連携ネットワークで相談につながった身寄りのない、身寄りに頼れない人で制度利用が必要な人に対して、市長申立てを引き続き実施します。特に、虐待事案等については、積極的な関与と迅速な対応を行います。
成年後見制度利用支援事業の推進	低所得等で費用負担が困難な人に対し、申立費用の助成を行います。また成年後見人等への報酬支払が困難な場合、収入状況に応じて助成を行います。中核機関の相談時に必要と思われる対象者には報酬助成について周知します。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
		R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
成年後見等申立て件数	8 件	10 件	11 件	12 件	13 件	

私たち（市民）ができること

- 成年後見制度に関する研修会（市民後見人養成講座など）に参加します。
- 支援が必要な人の課題と一緒に考えます。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 支援体制の整備

取組名	取組の概要
ネットワークづくり及び協議会の組織化の推進	<p>天草市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を構成する中核機関である「あまくさ成年後見センター（社会福祉協議会）」や家庭裁判所等の関係機関とのネットワーク化により、本人を中心とした権利擁護支援チームを支えます。</p> <p>「あまくさ成年後見センター」が協議会の事務局となり、支援の検討・協議の場（ケース会議）を設けることで、多様な主体の参画による連携・協力の体制（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）づくりを推進します。</p>
権利擁護支援チームを支援する体制の構築	地域障がい相談支援センターや地域包括支援センターによるチーム支援を基本とし、相談対応やケース会議の定期開催により「あまくさ成年後見センター」との連携を深め、適切なアドバイスができる体制づくりを進めます。
家庭裁判所との情報交換・調整	家庭裁判所に寄せられる後見人等からの相談に対し、中核機関が中心となり、情報交換や調整を行っていきます。

※権利擁護支援チーム

認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人を身近な親族や地域の人、保健・福祉・医療の関係者などがチームとして見守り、本人の意思を尊重しながら必要な権利擁護を支援する仕組み

(2) 中核機関の機能強化

取組名	取組の概要
相談支援機能の充実	<p>各相談機関の成年後見制度に関する相談対応の充実を図るため、相談窓口の中核機関である「あまくさ成年後見センター」との連携強化を進めます。</p> <p>相談窓口を一本化し、専門職によるケース会議の開催により、必要な人が適切な制度につながるよう支援するとともに、権利擁護支援チームの困りごとにも対応できる体制づくりを進めます。</p>
コーディネート機能の充実	協議会を組織する専門職を含む多様な主体の連携・協力を得て、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援を適切に実施するコーディネート機能を高めます。

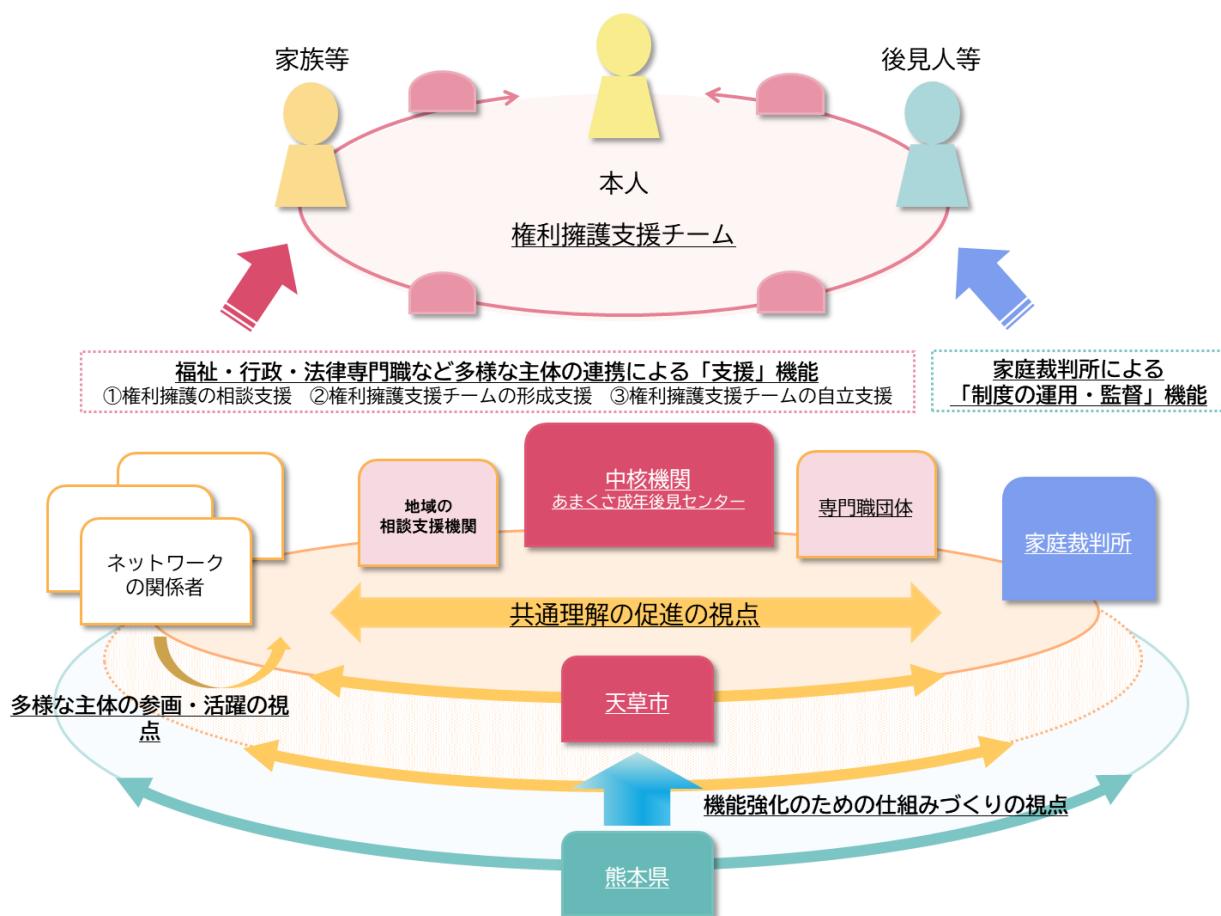
目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R6	R8	R9	R10	R11
中核機関相談対応件数	163件	170件	180件	190件	200件

私たち（市民）ができること

- 地域連携ネットワークの一員として、連携強化に努めます。

※参考／本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ図



付随計画 天草市再犯防止推進計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

国内の刑法犯検挙者数は減少傾向にある一方で、検挙者に占める再犯者の割合はほぼ横ばいで推移し、平成24年以降は約45%を超える状況が継続しています（平成6年度版再犯防止推進白書）。

この現状を受け、平成28年12月には再犯防止を総合的かつ計画的に推進し、安全・安心な社会の実現を目的として「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国において「再犯防止推進計画」が平成29年12月に策定されました。現在は「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）に基づく施策が進められています。

また、熊本県では、令和3年3月に「熊本県再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次熊本県再犯防止推進計画」が策定されています。

再犯防止の取り組みを推進するには、関係機関等が連携する体制を構築し、個々が必要とするサービスを適切に提供することが求められます。犯罪をした者等の更生には、地域に居住・就労・学習などの機会を確保し、地域住民の理解と協力を得ることが重要になります。

このため、本市においても、犯罪をした者等が社会へ円滑に復帰できるよう支援することで再犯を防止し、市民の安全・安心を確保する社会の実現を目指し、「天草市再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

(4) 計画の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。また、本計画における「再犯の防止等」とは、同法第2条第2項により、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくし、非行少年であった者が再び非行に走ることを防ぐことを含む）とします。

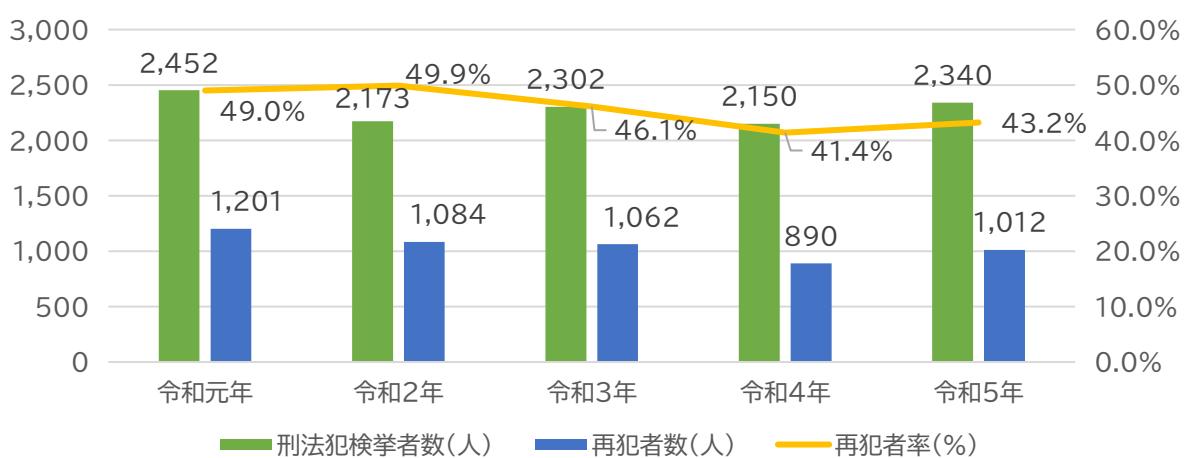
2 県内・市内の犯罪情勢等について

(1) 熊本県内の犯罪情勢

熊本県内の刑法犯の検挙者数は、令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度からは再び増加に転じています。

◆熊本県内の刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率の推移

(出典：第二次熊本県再犯防止推進計画)

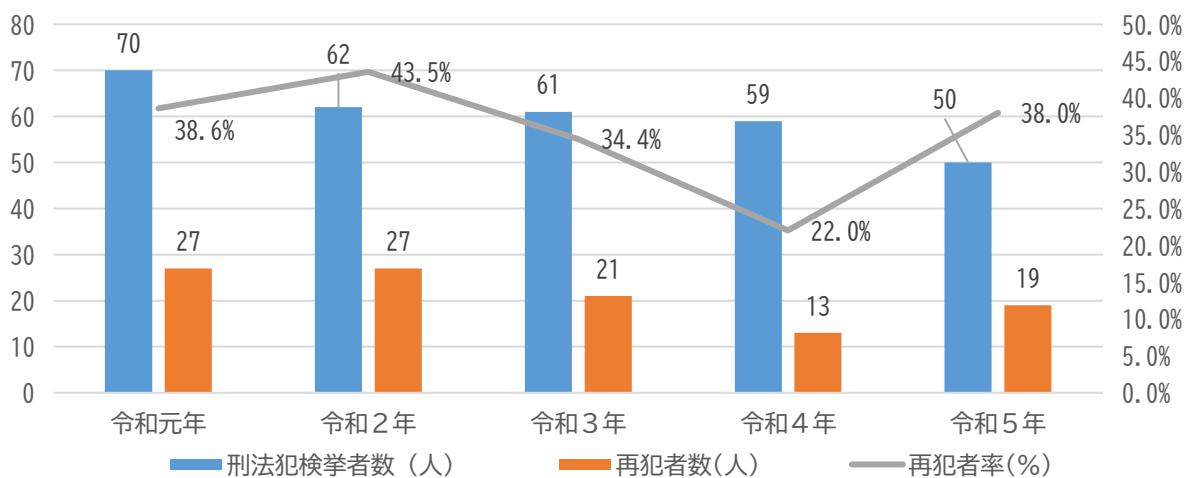


(2) 天草市内の犯罪情勢

天草市内の刑法犯の検挙者数は、熊本県と同様に令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度からは再び増加に転じています。

◆天草市内の刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率の推移

(天草警察署提供)



3 国の基本方針と重点課題

(1) 基本方針

再犯防止推進法では、再犯防止のための施策を策定・実施していくうえで、基本となる4つの「基本理念」を掲げており、これを踏まえ、国の第二次再犯防止推進計画では、目指すべき方向・視点として、5つの基本方針と7つの重点課題が設定されています。

【基本理念】

① 犯罪をした者等の個々の特性に応じた施策の実施

犯罪や非行をした人一人ひとりの事情や特性（抱える問題、更生の意欲など）に応じた、きめ細かな指導・支援を行います。

② 社会全体での連携強化

国、地方公共団体、民間が相互に連携・協力し、社会全体で再犯防止に取り組む体制を整備します。これにより、切れ目のない支援を可能にします。

③ 国民の理解と協力の醸成

再犯防止活動に対する国民の理解を深め、協力を得られるような環境を作ります。これにより、社会から孤立させない形で、立ち直りを支えます。

④ 矯正施設出所後から社会復帰までの継続した支援

矯正施設（刑務所など）を出た後も、住まいや仕事の確保、保健・医療・福祉サービスの利用などを通じて、スムーズな社会復帰を継続的に支援します。

【基本方針】

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた密な連携・協力

国、地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進。

② 切れ目のない、再犯を防止するための指導・支援

刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施。

③ 犯罪の責任などを自覚し、自ら社会復帰のために努力すること

犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施。

④ 実態などを踏まえ、社会情勢などに応じた効果的なものにすること

犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施。

⑤ 国民の再犯防止などに関する理解の促進

再犯防止の取り組みを広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成。

(2)重点課題

犯罪の背景には、就労支援の欠如、教育機会の不足、地域社会とのつながりの弱さなど複数の要因が存在します。これらを横断的に捉え、個々の状況に応じた総合的な支援を早期に提供することで、再出発の機会を広げ、再犯を防止するとともに、地域社会の安全と人間の尊厳を守るために次の重点課題を統合的に推進するものとされています。

【7つの重点課題】

①就労・住居の確保

- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討

③学校等と連携した修学支援

- ・矯正施設内の学びの継続に向けた取り組みの充実
- ・矯正施設からの進学・復学の支援

④特性に応じた効率的な指導

- ・アセスメント機能の強化
- ・特性に応じた効果的指導の充実
- ・効果検証・調査研究の実施

⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の促進

- ・更生保護サポートセンターの取り組みの推進
- ・更生保護事業の在り方の見直し

⑥地域による包摂の推進

- ・地方公共団体との連携強化
- ・支援の連携強化

⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

- ・関係機関における人的・物的体制の整備
- ・広報啓発活動の推進

4 天草市の重点課題における取組

(1)基本方針

国や県の基本理念・基本方針を踏まえつつ、本市の実情も考慮して、犯罪をした者等が地域で孤立せず再び地域の一員となることを促すとともに、市民の犯罪被害を防止し、安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

- ①就労・住居の支援
- ②保健医療・福祉的支援
- ③国や県、関係機関との連携強化
- ④広報・啓発活動の推進

(2)現状と課題

- ・全国的には再入所者の多くが無職で、無職者は再犯リスクが高いため、就労の確保と職場定着の支援が必要となっています。
- ・出所者の約4割は適切な住居を確保できず、住居の欠如が再犯リスクを高めるため、公営住宅等への入居支援や自立支援を通じた住まいの安定確保とフォローアップが必要となっています。
- ・全国では高齢者の出所後2年以内の再入所率が全世代で最も高く、知的障がいのある受刑者も再犯までの期間が短いことから、保健医療・福祉サービス等の適切な支援につなげる体制を整え、特性に応じた支援を提供する必要があります。
- ・再犯防止の施策は身近に感じにくく認知度も低いため、犯罪者の社会復帰を支える住民理解と協力の促進が課題となっています。
- ・警察、福祉事務所、民間団体など関係機関と情報共有・役割分担の明確化、共同研修の実施など連携した取り組みが必要となっています。

(3)具体的な取組

①就労・住居の支援

生活困窮者自立支援事業など、就労支援制度の周知を行うとともに、再犯を防止するために、対象者の状況に応じて入居支援や生活困窮者への自立相談支援事業を通じ、安心して生活できる住環境を提供できるよう支援します。

②保健医療・福祉的支援

地域の支援者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、それぞれのニーズに応じた適切な福祉サービスが提供できるように支援します。また、社会福祉協議会との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や地域福祉権利擁護事業等、日常生活における福祉サービスの利用を推進します。

③国や県、関係機関との連携強化

行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取り組みを協働して、支援を推進します。

④広報・啓発活動の推進

市民、行政職員、社会福祉協議会及び地域支援団体に対し、再犯防止や罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解の促進に取り組みます。

また、行政と地域の保護司会、関係団体による広報・啓発活動を推進します。

第5章 「天草市地域福祉活動計画」の施策展開

本章では、天草市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域、社会福祉法人等と協力し、地域福祉の推進を図るための今後4年間の取り組みを示します。

計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実

主な取組	施策
1 安心して地域で暮らせる環境づくり	1-1 災害に備えた地域づくり
	1-2 地域の見守り体制の強化
	1-3 地域福祉ネットワーク事業 (重層的支援体制整備事業のアウトソーシング事業)
	1-4 共同募金活動の推進
2 地域生活課題への相談・支援体制の構築	2-1 「みんなまるごと相談支援」の体制づくり (重層的支援体制整備事業の多機関協働事業)
	2-2 高齢者の相談支援体制の充実
	2-3 障がい者の社会参画の推進
	2-4 子育て世代への支援の充実
	2-5 生活に困窮している人への自立支援

計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進

主な取組	施策
3 健康づくりと生活習慣病予防の推進	3 健康づくり事業の推進
4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり	4 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

計画の柱1 ともに支え合う地域福祉の充実

主な取組1 安心して地域で暮らせる環境づくり

1－1 災害に備えた地域づくり

現 状

- 天草市と締結している災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定により、災害ボランティアセンター設置訓練を行っています。
- 防災講話や炊き出し訓練を天草市の防災訓練に併せて実施しています。
- 近隣の社会福祉協議会のほか、市内の民生委員児童委員協議会や青年会議所、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどと協定を締結し、有事の際の協力体制を構築しています。

課 題

- 平時から協定を締結した他の社会福祉協議会や団体などと合同での研修会や訓練を実施し、連携支援体制の強化が必要です。

施策の方向性

- 災害ボランティアセンター等に関する研修会を開催することで、防災意識の啓発と関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
災害ボランティアセンター設置訓練	大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの災害ボランティアの受入れと被災者支援を円滑に行うことを目的に実施します。
災害ボランティア養成講座	防災についての講話等を通して、災害ボランティアとして必要な知識等を学び、平常時の活動において防災・減災の意識を持って積極的に取り組む人材を養成します。
災害支援ネットワークの構築	災害ボランティアセンターの円滑な運営と迅速な被災者支援を行うため、他の社会福祉協議会や各種団体との協定締結を進めます。
災害時相互応援協定締結団体との連携強化	大規模災害が発生した場合に備え、協定締結団体と協働で研修会等を実施し、連携体制を強化します。

目標・指標

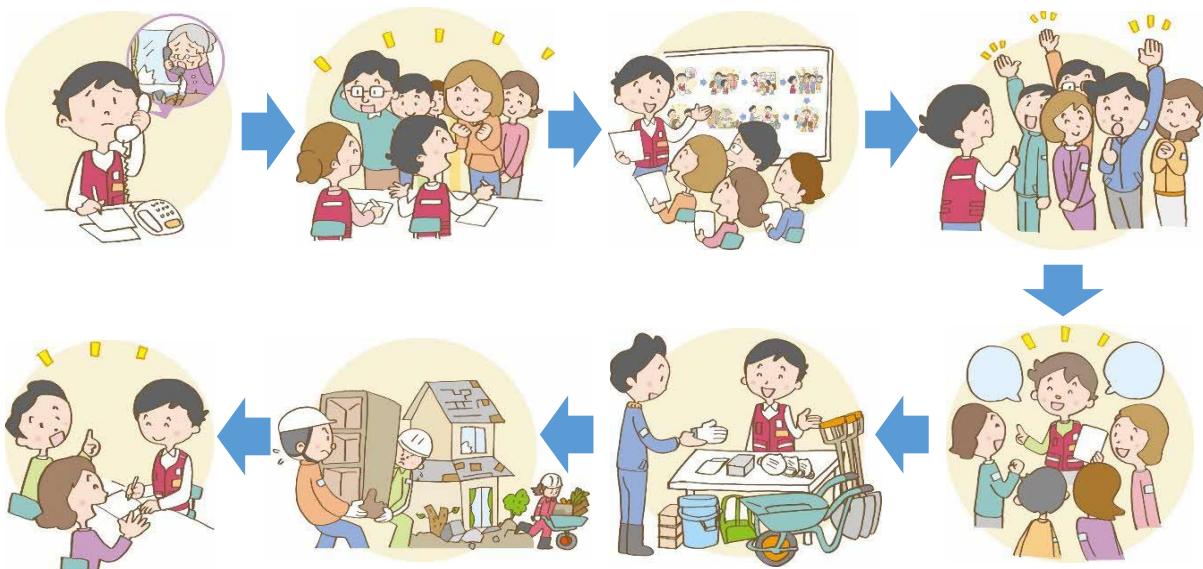
目標・指標名	現状値	目標値			
		R 6	R 8	R 9	R 10
災害ボランティア養成講座の開催回数	17回	10回	10回	10回	10回
災害ボランティアセンター等に関する研修会の開催回数	—	1回	1回	1回	1回

<把握方法>

- 「災害ボランティア養成講座の開催回数」は、災害ボランティア養成講座実績報告により把握します。
- 「災害ボランティアセンター等に関する研修会の開催回数」は、災害ボランティアセンター研修会実績報告により把握します。

※参考／災害ボランティアセンターにおける活動の流れ

- ①ニーズ受付
被災者からの依頼を受け付けます。必要に応じて、依頼促進のチラシ配布や現地調査を行います。
- ②ボランティア受付
受付票とボランティア活動保険加入カードへ記入、名札の作成を行います。
- ③オリエンテーション
被災者のプライバシーの保護や寄り添うことの大切さなど活動上の留意事項等の説明を受けます。
- ④マッチング
被災者からの依頼内容の説明を聞き、参加したい活動に手を挙げ、活動先を選択します。



- ⑧活動報告
リーダーは活動状況と活動継続の有無をスタッフに報告します。活動継続が必要な場合は引継ぎ事項を伝えます。
- ⑦救援活動
「被災者に『寄り添う』という気持ちを大切にしながら、福祉救援活動を行います。
- ⑥資材の貸し出し
必要な資材等の貸し出しのチェックを受けます。必要に応じて作業用車両の貸し出しやボランティアの送迎も行われます。
- ⑤グループピング
グループを作り、リーダーを決め、詳しい依頼内容の説明を受けます。

1－2 地域の見守り体制の強化

現 状

- 高齢者人口の占める割合、高齢者世帯、認知症高齢者数は、年々増加しており、地域における見守り活動は重要性を増しています。
- 高齢化率の上昇に伴い、ゴミ出しや電球交換、見守りなどの生活支援ニーズが増加しています。

課 題

- 高齢者のみの世帯の割合が増加傾向にあるのに対し、生産年齢人口の割合は減少しており、これまで地域で活動してきた地域の担い手も減少しています。
- 高齢化等によりボランティア団体や登録者が減少しており、ボランティア活動における人材の確保が必要です。

施策の方向性

- 住民同士がお互いに見守り、気軽に支え合える体制づくりと支え合いの担い手確保に努めています。
- ボランティア等の担い手の確保と効果的な活用を図ります。
- 行政区長や民生委員・児童委員、関係団体等と連携し、地域住民が進んで活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
ボランティア・市民活動支援センターの充実	ボランティアを始めようとする人や興味のある人を対象に、ボランティア養成講座を開催することで、ボランティアへの意識の高揚と参加促進を図ります。
ほっと安心サポート事業	ゴミ出し、買い物、庭の草引きなどの依頼会員のちょっとした困りごとを、サポート会員が支援する支え合いの活動に取り組みます。
命のバトン事業	一人暮らし高齢者等の救急搬送を迅速に行うため、登録希望者の情報を「命のバトン」に記入し、見守り活動のツールとして活用します。
地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所による見守り活動	協定を締結した事業所等において、移動や住民宅を訪問する際など日常業務の範囲内で見守り活動を行い、異変を発見した場合の早期対応を目的として実施します。

目標・指標

目標・指標名	現状値					目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R6	R8	R9	R10	R11
ボランティア登録人数	805人	810人	820人	830人	840人					
ボランティア登録団体数	57団体	58団体	59団体	60団体	61団体					
ほっと安心サポート事業による支援回数	1,955回	2,000回	2,000回	2,000回	2,000回					
命のバトン設置数	2,323本	2,330本	2,340本	2,350本	2,360本					

<把握方法>

- ・ボランティアの「登録人数」及び「登録団体数」は、ボランティア・市民活動支援センターの実績により把握します。
- ・「ほっと安心サポート事業による支援回数」は、事業実績により把握します。
- ・「命のバトン設置数」は、重層的支援体制整備事業の実績により把握します。

1－3 地域福祉ネットワーク事業（重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業）

現 状

- 複雑な生活課題を抱える人の相談を包括的に受け止め、適切な支援機関や制度につなげ支援できるよう、令和7年4月から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- 家族構成の変化や生活様式の多様化により、生活課題の複雑化・複合化が進んでおり、支援が必要な人に支援が届いていない状況があります。
- 社会福祉協議会では、行政区長や民生委員・児童委員、協定・協力事業所と連携し、地域での見守り体制を構築しています。

課 題

- 状況が悪化してからの相談解決は容易ではないため、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を早期に発見する必要があります。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を早期発見するため、行政区長や民生委員・児童委員、協定・協力事業所との連携強化を図ります。
- 対象世帯を把握した後は、必要に応じて関係機関と訪問等を行い、地域や支援機関とのつながりづくりに努めます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
福祉座談会の開催	支援を必要とする住民の把握や意見交換、情報共有を行うため、行政区や地区振興会単位で開催します。
地域福祉ネットワーク 事業協定・協力事業所 連絡会議	協定・協力事業所との連携を強化するため連絡会を開催し、見守り活動の推進や情報共有に取り組みます。
見守り模擬訓練の実施	住民相互の見守り活動を普及するため、日頃からの見守り活動や異変発見時の通報・連絡、認知症の人等への声かけ訓練を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
		R 6	R 8	R 9	R10	R11
福祉座談会の開催回数	79 回	80 回				
福祉座談会の参加者数	1,478 人	1,500 人				
地域福祉ネットワーク事業協定事業所数	47 事業所	49 事業所	50 事業所	51 事業所	52 事業所	
地域福祉ネットワーク事業協力事業所数	387 事業所	389 事業所	391 事業所	393 事業所	395 事業所	
見守り模擬訓練の参加者数	328 人	330 人	330 人	330 人	330 人	

<把握方法>

- ・重層的支援体制整備事業の実績により把握します。

1－4 共同募金活動の推進

現 状

- 毎年10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動に取り組んでいます。
- 住民の参加を促し、民意を反映した共同募金運動を行うため、天草市共同募金委員会を設置しています。
- 天草市共同募金委員会審査委員会を設置し、適正な事業計画に取り組んでいます。

課 題

- 世帯数の減少に伴い、戸別募金の募金額が減少しています。

施策の方向性

- 共同募金に対する理解や協力を得るため、目的や用途、実績等について周知を図ります。
- 共同募金の助成により、福祉課題の解決に向けた各種団体の取り組みを支援します。
- 広域事業配分金として、福祉施設や団体への助成や大規模災害の支援活動を行います。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
赤い羽根共同募金運動の実施	職域募金、戸別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、イベント募金等の活動を展開し、共同募金への理解と協力を促進します。
各種福祉団体の活動支援	赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域福祉を推進する団体への支援を行います。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
赤い羽根共同募金の募金額	20,139,459円	19,000,000円	19,000,000円	19,000,000円	19,000,000円

<把握方法>

- ・天草市共同募金委員会各支所の募金実績により把握します。

主な取組2 地域生活課題への相談・支援体制の構築

2-1 「みんなまるごと相談支援」の体制づくり

(重層的支援体制整備事業の多機関協働事業)

現 状

- 複雑な生活課題を抱える人の相談を包括的に受け止め、適切な支援機関や制度につなげ、生活課題の支援を受けられるよう、令和7年4月から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます（天草市委託事業）。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、既存の制度につながりにくく、状況が悪化し解決が困難になり生活が成り立たなくなる場合があります。

課 題

- 相談支援機関等が連携し、役割を分担して複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。

施策の方向性

- 包括的に相談を受け付け、複雑化・複合化した課題に対し、関係者や関係機関と連携して取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
多機関協働事業	重層的支援体制整備事業に関わる関係者と連携の円滑化を進め、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を図ります。
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口	身近な場所で気軽に相談できる窓口として、また、相談窓口に来所できない人に対し、訪問して相談を受け付けるなどの体制整備に取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数	1,208 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件

<把握方法>

- ・新規相談受付件数により把握します。

2-2 高齢者の相談支援体制の充実

現 状

- 高齢者人口の占める割合、高齢者世帯は、年々増加しており、生活課題も複雑化・複合化しています。
- 各支所にふれあい総合相談・心配ごと相談窓口を設置し、様々な相談に対応しています。

課 題

- 生活課題が複雑化・複合化する中、解決に向けて様々な相談支援機関（地域包括支援センター、消費生活センター等）との連携が必要です。
- 相談者の生活課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを推進するため、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

- 相談支援機関との連携を図りながら、アウトリーチを基本として生活課題の解決に取り組みます。
- 広報誌等により地域住民に周知を図り、気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口	身近な場所で気軽に相談できる窓口として、また、相談窓口に来所できない人に対し、訪問して相談を受け付けるなどの体制整備に取り組みます。
地域包括支援センターの運営	高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的に個別の相談支援業務を行うとともに、地域の支援体制や関係機関との連携体制の強化・推進に働きかけます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
		R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数[再掲]	1,208 件	1,200 件				

<把握方法>

- ・新規相談受付件数により把握します。

2-3 障がい者の社会参画の推進

現 状

- 障がい者の社会参加と交流を推進するため、各地区の状況に応じて身体障がい者ふれあい事業に取り組んでいます。
- 身体障害者福祉協議会などの地域関係者と連携し、障がい者の社会参加の促進に取り組んでいます。
- 一般就労が困難な方々に対し、働く場を創出・提供する仕組みづくりに取り組んでいます。

課 題

- 地域のニーズを把握するため、関係者等が交流できる場を構築するとともに、事業の充実と研究に取り組む必要があります。
- 個人情報保護の観点から、障がい者手帳保持者へのアプローチが困難です。

施策の方向性

- 地域の関係者や団体等と協議し、地域におけるニーズの把握に努めます。
- 障がい者とその家族や地域住民、ボランティア等の交流の場の構築に取り組みます。
- 音声ディイジーに変換した市政だより等をホームページに掲載し、視覚障がいのある人に届けます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
身体障がい者ふれあい事業	障がい者とボランティアの交流を通して、参加者のリフレッシュと社会参加の促進並びに自立支援を実施します。
ライブラリー事業	広報誌等を録音形式および点字へ変換し、聴覚障がい者や視覚障がい者をはじめ、必要な方へ直接送付します。
視覚障がい者の料理教室	熊本県視覚障がい者福祉協会が年2回開催する料理教室に天草市視力障がい者福祉協会を通じて参加します。

事業等名	事業等の概要
墓地清掃管理サービス事業	<p>住民の墓地管理に関する不安やニーズに対応するため、ソーシャルファームの視点を踏まえ、墓地管理の仕組みの継続に取り組みます。</p> <p>※ソーシャルファームとは、障がいのある人、引きこもり、難病患者など、一般の労働市場では適切な仕事を見つけることが困難な人たちの働く場を創出し、提供する取り組みのことです。</p>

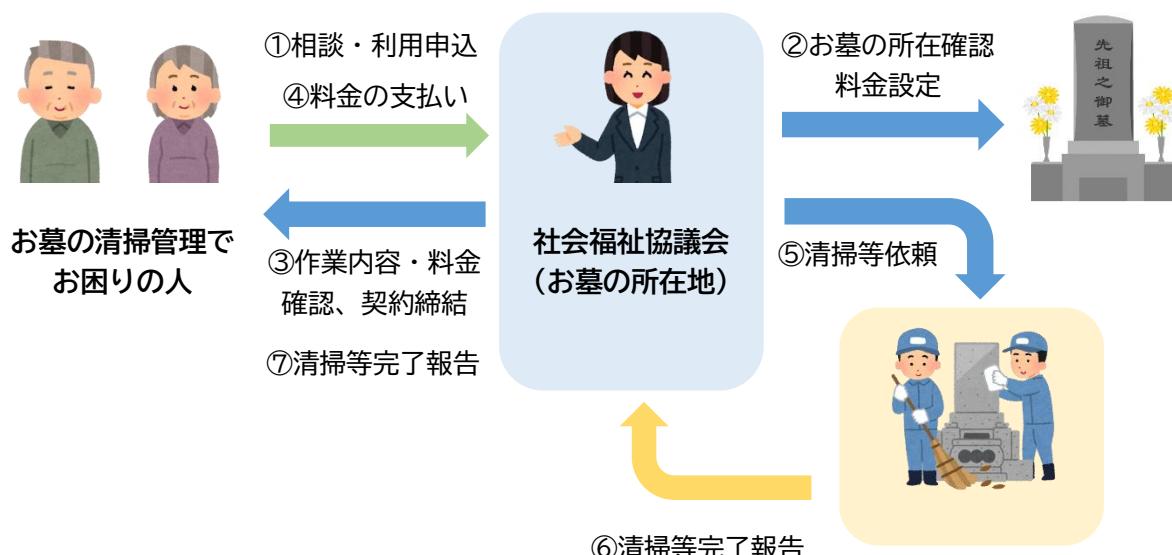
目標・指標

目標・指標名	目標値				
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
音声デイジーの延べ配送数	120 件				
テープ図書の延べ配送数	60 件				
点訳図書の延べ配送数	72 件				
墓地清掃回数	439 回	439 回	440 回	440 回	440 回

<把握方法>

- ・「音声デイジーの延べ配送数」は、天草エコーの会の実績により把握します。
- ・「テープ図書の延べ配送数」は、さざなみの会の実績により把握します。
- ・「点訳図書の延べ配送数」は、熊本教科書点訳会の実績により把握します。
- ・「墓地清掃回数」は、墓地清掃管理サービス事業の実績により把握します。

※参考／墓地清掃管理サービスの仕組み



2-4 子育て世代への支援の充実

現 状

- 核家族化と共に働き世帯の増加に伴い、早朝・夕方・休日の保育や病後児保育、放課後児童クラブ（学童保育）など、保育ニーズは多様化しています。

課 題

- ファミリーサポートセンターの協力会員が不足し、ニーズに対応できない場合があります。
- ファミリーサポートセンターの会員登録や事前の参加申込が必要なことを知らない保護者がいます。

施策の方向性

- ファミリーサポートセンターでは、協力会員フォローアップ研修会や病後児預かりサポーター養成研修会を開催し、協力会員の育成と幅広いニーズに対応できるよう体制の確立に取り組みます。
- 会員登録後の利用となるため、突発的なニーズに対応する体制づくりのほか、広報誌への掲載や関係機関との連携を図り、周知活動に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
ファミリーサポートセンター事業	協力会員と依頼会員の会員制により、共働き世帯等の子育て支援に取り組みます。また、協力会員のフォローアップ研修会等を開催し、会員の育成に取り組みます。
子どもデイサービス事業	春休み・夏休みの長期休業中や放課後に小学生を対象として児童の安全確保と子育て支援を目的に、日中にこどもを預かるサービスに取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値			
		R 6	R 8	R 9	R 10
ファミリーサポートセンター事業協力（両方）会員数	35 人	40 人	40 人	40 人	40 人

<把握方法>

- ・ファミリーサポートセンター事業の実績により把握します。

2-5 生活に困窮している人への自立支援

現 状

- 本市を3つのブロック（中央・東・西）に分けて相談窓口を設置し、相談支援員を配置しています。
- 生活困窮者の抱える課題は、複雑化・複合化しています。

課 題

- 生活課題を早期に発見し、解決に向けて取り組む必要があります。
- 複雑化・複合化した課題を解決するためには、福祉分野だけでなく、多様な分野での連携が必要になります。

施策の方向性

- アウトリーチを徹底し、支援が届いていない生活困窮者の早期発見に努め、生活再建に向けた支援に取り組みます。
- 地域住民及び多様な分野の関係機関と連携を図り、生活困窮者が抱える生活課題の早期発見に努めます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行います。
就労準備支援事業	一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、生活訓練や社会訓練を実施し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう支援します。
家計改善支援事業	失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援や家計に関するきめ細やかな相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を行います。
居住支援事業 (シェルター事業)	住居がなく生活に困っている人に、緊急的な一時支援として、宿泊場所や衣食の提供を行い、生活の安定と自立に向けた就労を支援します。
子どもの学習・生活支援事業	家庭の事情等で学習に支障を来しているひとり親家庭等のこどもたちに、地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供し、安心して学習できるよう支援します。

事業等名	事業等の概要
生計困難者レスキュー事業(社会福祉法人の地域貢献事業)	生活困窮者が公的な制度やサービスなどを受けるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的援助を受けられるよう支援します。
生活福祉資金貸付事業	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。
福祉金庫	一時的な生活困窮者が無利息で利用できる貸付制度です。

目標・指標

目標・指標名	現状値	目標値				
		R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
生活再建が図られた件数	48 件	45 件				

<把握方法>

- ・あまくさ生活相談支援センター終結プラン数により把握します。

計画の柱2 健康と生きがいづくりの推進

主な取組3 健康づくりと生活習慣病予防の推進

3 健康づくり事業の推進

現 状

- 各支所圏域において、グラウンドゴルフ大会やミニバレーボール大会等を開催し、市民の健康づくりに取り組んでいます。
- 地域住民の交流を推進し、楽しく健康づくりができるスポーツ大会を開催しています。

課 題

- より多くの人に参加していただくために、周知方法等の工夫が必要です。
- 運動習慣を定着させるため、スポーツ大会等の開催頻度や大会時期が重複しないように調整し、開催する必要があります。

施策の方向性

- スポーツ大会等を定期的に開催し、運動意識の向上と健康づくりに取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
健康づくりスポーツ大会の実施	地域住民の健康づくりと交流を図るため、ミニバレーボール大会やグラウンドゴルフ大会等を各支所圏域の競技団体等と連携し開催します。
健康づくり推進事業の実施	地区振興会等で開催されるウォークラリー大会や各種健康体操教室、ニュースポーツ体験などの情報提供を行い、市民の健康づくりに取り組みます。
健康ポイント事業の活用促進	健康ポイント事業の活用を事業所や団体等に呼びかけ、市民の健康づくりを促進します。
高齢者の料理教室	食生活改善推進員と協力し、高齢者を対象とした料理教室を開催することにより、食を通した健康への関心と自立した生活を送ることができるよう実施します。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値		
	R6	R8	R9	R10	R11
グラウンドゴルフ大会の開催回数	7回	10回	10回	10回	10回
ミニバレー大会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

- ・それぞれ健康づくり事業の実績により把握します。

主な取組4 高齢者がいきいきと暮らせる仕組みづくり

4 高齢者がいきいきと暮らせる仕組みづくり

現 状

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりにつながる事業を実施しています。
- ダイヤモンド婚表彰や百歳長寿のお祝い事業など、人生の節目をお祝いする取り組みによって、市民が生活の中で目標を持つようになっています。

課 題

- ふれあいいきいきサロン等のリーダーが不在になると、活動自体が中止になってしまいます。
- 事業がマンネリ化しないように工夫する必要があります。

施策の方向性

- 広報誌、各団体への周知等を徹底し、一人でも多くの対象となる人に情報を届けられるよう取り組みます。
- 事業の中心となるリーダーの育成に取り組みます。

具体的な取組

事業等名	事業等の概要
ふれあいいきいきサロン活動支援事業	高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防、さらには住民同士のつながりの強化を目的に実施します。
通いの場の普及・推進	高齢者の介護予防、ひきこもりの防止、健康づくりの推進を目的に、地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が協働し、住民主体の集いの場が身近な場所に設置できるよう働きかけます。
世代間交流事業	少子高齢化、核家族化が進み、家庭内で高齢者とどもが関わる機会が減少する中、地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的に実施します。
あまくさシルバーファッションショー	高齢者がメイクやファッショントを通して、自分自身への関心や健康長寿の意識を高めていただくことで、社会参加の促進や精神面の活性化を図ります。
一人暮らし高齢者のつどい	ふれあいいきいきサロンや老人クラブ等と連携し、一人暮らし高齢者相互の親睦とひきこもりを防止し、地域の行事や老人クラブ活動への参加につなげます。

事業等名	事業等の概要
天草いきいき夢大学	社会参加の促進と、天草を知ることで郷土の誇りと生きがいを持っていきいきとした生活を送ってもらうことを目的に開校します。
ダイヤモンド婚表彰事業	金婚式の次の目標であるダイヤモンド婚表彰を行うことで、夫婦そろって共通の楽しみを持ち、健康で生き生きとした生活が送れることを目的に実施します。
百歳長寿お祝い事業	百歳を迎えた人とそのご家族に対して、長寿をお祝いするため花束の贈呈を行います。
介護支援ボランティア事業	天草市の指定した施設や事業所等にて継続的な活動を行うことで、実績に応じたポイントが付与され宝島商品券やのさりーと交換されます。高齢者等が活動を通して地域づくりに積極的に参加することで、より元気になっていただけるよう取り組みます。

目標・指標

目標・指標名	現状値		目標値		
	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
ふれあいいきいきサロンの設置数	188 箇所	190 箇所	190 箇所	190 箇所	190 箇所
ふれあいいきいきサロンの実施回数	4,191 箇所	4,200 箇所	4,200 箇所	4,200 箇所	4,200 箇所
介護支援ボランティア事業登録者数	598 人	600 人	600 人	600 人	600 人

<把握方法>

- ・「ふれあいいきいきサロンの設置数」及び「ふれあいいきいきサロンの実施回数」は、ふれあいいきいきサロン活動支援事業の実績により把握します。
- ・「介護支援ボランティア事業登録者数」は、介護支援ボランティア事業の実績により把握します。

第6章 計画の推進に当たって

1 計画の推進

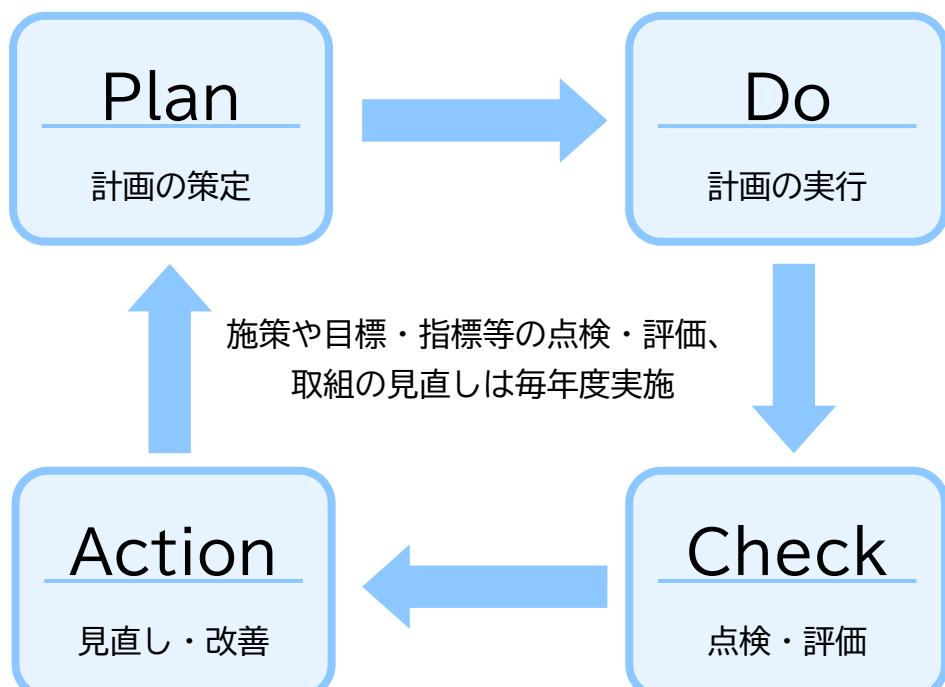
本計画の推進に当たって、市及び社会福祉協議会は、地域住民、区、地区振興会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、民間事業者、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などの多様な主体との連携・協働を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

2 計画の周知

市及び社会福祉協議会は、地域住民や関係団体などへ、広報紙「市政だより天草」・「社協だより」やホームページのほか、地域の会合や出前講座の機会を捉えて、本計画の周知を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、「天草市地域福祉計画等策定審議会」にて行うものとし、年度ごとに各施策の点検・評価を行い、次年度の取り組みや第6期計画へ反映します。



資料編

1 前期計画の取組ごとの進捗評価

令和7年度第1回天草市地域福祉計画等策定審議会（令和7年10月22日開催）において行った進捗状況の報告概要は次のとおりです。

■前期計画の概要

基本理念 やさしさと安心のまち

計画の柱	主な取組
ともに支え合うまちづくり	1 地域支え合い活動の推進
	2 災害に強いまちの形成
	3 社会福祉法人との連携強化
誰もが活躍するまちづくり	4 健康寿命の延伸
	5 高齢者の生きがいづくりの推進
	6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進
困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり	7 こどもと子育て家庭への支援の充実
	8 生涯にわたる学びの推進
	7 地域生活課題への相談・支援体制の構築
	8 生活に困窮している人への自立支援

(1) 第4期天草市地域福祉計画

■計画の柱1：ともに支え合うまちづくり

主な取組1 地域支え合い活動の推進

1-1 安心して地域で暮らせる環境づくり

計画	市民活動団体や社会福祉協議会と連携し、地域住民が進んで地域支え合い活動に参加できる環境を作り、災害避難支援等の地域住民の互助・共助活動の充実を図ります。また、地域支え合い活動を支援し、認知症の人や家族のニーズに地域で答える体制づくりを進めます。		
目標・指標	認知症サポーター養成講座の受講者数（累計）		
年度	R5	R6	R7
目標	29,200人	30,200人	31,200人
実績	27,574人	28,603人	
達成率	94.4%	94.7%	
取組	広報誌等による周知・啓発を行い、認知症の人の関りが多いと想定される職域の企業や団体に対し、養成講座受講の働きかけを実施しました。 実績としては、昨年から約1,000人増加しましたが、目標未達成となっています。		

1－2 地域で支える子育て支援の推進

計画	すべてのこどもと子育て家庭を、地域住民及び社会福祉事務所（社会福祉法人、NPO法人）等、市民との協働により地域社会全体で支えていく取り組みを進めます。		
目標・指標	子どもの学びや成長を支える活動に参加した市民の数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	3,150人	3,200人	3,250人
実績	3,051人	3,621人	
達成率	97%	113.1%	
取組	市内全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携・協働して地域全体でこどもたちの学びや成長を支える活動に取り組みました。児童・生徒たちは、地域と学校が連携することにより、地域の産業（1次・2次・3次産業）や歴史・文化、郷土料理、自然体験など、地域の特色を生かした様々な活動を実施しました。		

1－3 協働による地域づくりの推進

計画	まちづくり協議会、地区振興会及び行政区並びに地域の各種団体等を中心としたまちづくりを支援します。また、地域の個性や特色を活かした地域コミュニティ活動を活発に行えるよう、先進的な地域づくり活動を実施します。		
目標・指標	地区振興会及び地域の各種団体活動等が主催する地域づくり活動が活発に行われていると感じる市民の割合		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	45.0%	47.5%	50.0%
実績	49.7%	53.6%	
達成率	110%	113%	
取組	まちづくり協議会や地区振興会において、まちづくり交付金を活用した地域コミュニティを維持するための活動や地域活性化に向けた活動を実施しました。また、住民を主体とした市民と行政の協働による活動に取り組みました。		

主な取組2 災害に強いまちの形成

2－1 地域ぐるみの防災活動の推進

計画	域防災計画、業務継続計画の定期的な見直しを行い、訓練を通して計画の充実を図り、総合防災マップを活用した訓練や、防災士、防災リーダーを育成し地域防災力の向上、災害時応援協定締結団体との連携強化を図ると共に、新たな防災関係機関との応援協定締結を推進します。		
目標・指標	防災士認証登録者数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	140人	160人	180人
実績	156人	164人	
達成率	111%	103%	
取組	防災士取得に係る費用の補助を行いました。		

2－2 高齢者などに配慮した避難支援体制の構築

計画	避難行動要支援者名簿を確認する取り組みを推進し、高齢者や障がいのある人などにも配慮した避難支援体制の整備に取り組みます。また、福祉避難所への避難が必要な対象者の把握と、受入れ先となる社会福祉施設との調整に取り組みます		
目標	避難行動要支援者名簿の確認に取り組む行政区の割合		
・目標	年度	R 5	R 6
・目標	目標	70.0%	75.0%
・目標	実績	78.5%	82.0%
・目標	達成率	112%	109%
取組	区長会、民生委員定例会などに出席し、避難行動要支援者名簿（地域福祉ネットワーク台帳）を確認する取り組みを説明しました。また、関係者が集まって名簿確認を行う場に市職員も参加して、資料の提供や助言等を行いました。		

主な取組3 社会福祉法人等との連携強化

3－1 地域における公益的な取組や市民活動の推進

計画	「地域における公益的な取組」が進むよう、社会福祉法人への助言や支援を行う。また、NPO等の市民活動団体の運営基盤の強化を図るため、組織運営・法人化などの相談体制の充実、セミナーの開催等の支援に取り組み、多様な人的ネットワークの拡大を図り新たな人材発掘の取り組みや学びの場の提供を進める。		
目標	新たに設立したNPO法人の数		
・目標	年度	R 5	R 6
・目標	目標	1法人	1法人
・目標	実績	1法人	0法人
・目標	達成率	100%	0%
取組	NPO法人の設立については、法人化することで様々な制約があり、少ない会員数での活動が法人運営等の業務で活動が制限されることも予測できることから、設立には至らず未達成となっています。		

3－2 社会福祉協議会との連携強化

計画	地域福祉ネットワークの中心的な役割を担う社会福祉協議会の安定した運営のため活動を支援し、社会福祉協議会との連携体制の強化を図り事業活動のPRに協力します。
目標・指標	※（2）第4期天草市地域福祉活動計画（天草市社会福祉協議会）の進捗状況の報告内容と同様
取組	

■計画の柱2：誰もが活躍するまちづくり 主な取組4 健康寿命の延伸

4-1 健康づくりの推進

計画	企業、地域及びボランティア等と連携して市民の健康づくりを応援する環境づくりを推進し、市民の健康への意識を高め、健康に心がける人が増える地域づくりを目指します。また、市民一人ひとりが、ライフスタイルや目的に応じて、スポーツや運動に親しむことで健康寿命日本一を目指します。		
目標・指標	健康ポイント事業参加者数		
年度	R5	R6	R7
目標	4,900人	5,000人	5,100人
実績	4,932人	6,513人	
達成率	100.7%	130.3%	
取組	若い世代の取り込みと事業のデジタル化を図るため、「熊本健康アプリ」を導入し、サポート窓口を設置したことにより、若い世代の参加者が増加しました。		

4-2 生活習慣改善の推進

計画	食事や運動、こころの健康、禁煙、適正飲酒など市民がより良い生活習慣を身につけ、各種健（検）診の受診環境を整備し受診率の向上に取り組みます。また、市民の生活習慣の改善や良い生活習慣の継続を支援することにより、疾病の発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防を推進します。		
目標・指標	各種がん検診		
年度	R5	R6	R7
目標	35.0%	37.0%	40.0%
実績	32.7%	33.9%	
達成率	93.4%	91.6%	
取組	生活習慣病予防健診や各種がん検診等を地域健診や施設健診など複数の体制で実施しました。R5年度に比べ、受診率は増加しましたが、目標は未達成となっています。		

4-3 保健事業と介護予防等の一体的な取組の推進

計画	国民健康保険では特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病を起因とする疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、医療費の適正化に努めます。また、後期高齢者医療保険では、保健、地域支援、健康づくり事業と連携し、国保データベースを活用したデータ分析を行い、健康受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防及びフレイル予防の充実に取り組みます。		
目標・指標	健康診査を受診している後期高齢者の割合		
年度	R5	R6	R7
目標	17.6%	19.4%	21.4%
実績	19.3%	19.6%	
達成率	110%	101%	
取組	健康教育の継続的実施と参加者数の増加により、被保険者の健康への意識や知識が高まり、健診受診率が前年度実績及び令和5年度目標を超える結果となりました。また、健康状態不明者の確認により医療・介護等の必要な機関につながるようになりました。		

主な取組5 高齢者の生きがいづくりの推進

5 高齢者が生き生きと暮らせる仕組みづくり

計画	フレイル予防、認知症予防に重点をおいた介護予防の普及啓発を行い、高齢者が地域の担い手として地域貢献活動等に参加し、意欲ある高年齢者が知識を発揮して生きがいをもち活躍できる環境を整備します。また、多角的な介護予防への発展を図り、地域介護予防活動を意欲的に継続できるよう取り組みます。		
目標	週1回以上集まり介護予防に取り組む高齢者数		
・目標	年度	R 5	R 6
・目標	目標	3150人	3,150人
・目標	実績	3,148人	2,958人
・目標	達成率	99.9%	93.9%
取組	通いの場やサロン、健康運動事業などにより週1回以上集まり介護予防に取り組んでいる高齢者数は減少傾向にあります。また、数年活動している通いの場で高齢化が進み活動を中止する傾向があり、目標は未達成となっています。		

主な取組6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

計画	地域で生き生きと生活するために、支援を必要とする障がい者（児）に対して、必要な時に必要なサービスを自らの意思決定のもと利用できる体制を整備します。また、障がい者の就労に関する関係機関の情報共有の場の設定を支援します。さらに、障がいの理解促進を図るため、事業者及び障がい者団体の活動を支援します。		
目標	理解促進・啓発事業の参加者数		
・目標	年度	R 5	R 6
・目標	目標	2,200人	2,400人
・目標	実績	2,737人	2,371人
・目標	達成率	105.3%	98.8%
取組	サービスを自らの意思決定のもと利用できる相談支援体制の強化を目的に、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の支援体制を構築しました。また、障がい者週間に合わせ障がい者団体の参画を得て実施した啓発イベントには1,000人を超える参加がありました。		

主な取組7 子どもと子育て家庭への支援の充実

7 妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

計画	妊娠、出産及び子育てに関する不安や悩みを解消する取り組みや、子育て及び就学等に係る負担軽減の取り組みにより安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援の充実を図ります。		
目標	子育てに係るサービスが充実していると感じる世代の割合		
・目標	年度	R 5	R 6
・目標	目標	93.0%	93.5%
・目標	実績	85.7%	94.7%
・目標	達成率	92.2%	101.3%
取組	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を訪問し、必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭にはサービスの提供に結び付けるための支援を行いました。また、こども家庭センター（母子保健係機能）とハイリスク家庭への相談支援を行うこども家庭センター（児童福祉機能）が連携して支援を実施しました。		

主な取組8 生涯にわたる学びの推進

8 生涯学習の環境づくりの推進

計画	市民の学習意欲を引き出し、関心の高い講座の開催やニーズに対応した学習に参加しやすい環境づくりに努め、情報提供及び講座開催等による意識啓発に努めます。また、市立図書館や障がい学習の拠点活動を活かし、読書活動の推進や学びの機会を提供します。		
目標・指標	生涯学習講座に参加した市民の数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	13,200人	13,900人	14,700人
実績	14,972人	17,699人	
達成率	113.4%	127.3%	
取組	講演会や公民館講座等の実施、読書活動の推進など、市民の学習環境の充実に向け取り組みました。また、図書館での読書イベントや読み聞かせボランティア交流会等の実施により、生涯学習講座に参加した市民の数が増加し、目標値を上回る実績となりました。		

■計画の柱3：困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

主な取組9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

計画	複雑化・複合化した各種制度の狭間にある課題に対応する支援体制の構築を推進します。		
目標・指標	困ったときに相談できる人や場所が地域にいる（ある）と感じる市民の割合		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	47.4%	47.7%	48.0%
実績	48.7%	52.3%	
達成率	103%	109%	
取組	令和4年度から国の補助制度（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）を利用し、体制整備を実施しました。 また、委託先や支援相談機関に対し、包括的な相談体制や多機関による支援について説明を行い、本格実施に向け共通の認識を図り、支援体制を整備しました。		

主な取組10 生活に困窮している人への自立支援

10 生活に困窮している人への自立支援

計画	生活の安定と自立助長を促すための支援を行い、生活保護に至る前の自立支援策の強化に取り組みます。		
目標・指標	自立相談支援事業により生活再建を図れた件数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	45件	45件	45件
実績	60件	48件	
達成率	133%	107%	
取組	市内4カ所に相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、関係機関と連携しながら相談者の状況に応じた各種支援を実施しました。 令和6年度相談件数179件、プラン作成件数61件、終結件数48件（死亡・転出除く）、就労者数12人、增收者数9人。相談件数は令和2年度の411件をピークに減少が続いているですが、本事業から生活保護につながるケースは増加しています。		

(2) 第4期天草市地域福祉活動計画（天草市社会福祉協議会）

■計画の柱1：ともに支え合うまちづくり

主な取組1 地域支え合い活動の推進

1-1 多様な生活課題に寄り添う地域づくり

計画	既存の相談支援機関で包括的に相談を受付け、複雑化・複合化した課題に対し、関係者や関係機関と連携して取り組みます。		
目標・指標	福祉座談会の開催回数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	80回	85回	90回
実績	68回	79回	
達成率	85.0%	92.9%	
取組	地域における様々な課題を住民と共有し、課題解決に向けた意見交換を行いました。令和5年度より開催回数は増えましたが、開催方法を行政区単位から地区振興会単位に変更した地区もあり、目標達成には至りませんでした。		

1-2 生活支援体制の構築

計画	互いに見守り、気軽に支え合える体制づくりと支え合いの担い手（支援者）、ボランティア等の担い手の確保と効果的な活用を図ります。また、高齢者等が介護予防等の活動に参加できるよう働きかけ、天草市、地域包括支援センター、地域住民、自治組織、民生委員・児童委員、関係団体等と連携・協働しながら取り組みます。		
目標・指標	ほっと安心サポート事業による支援回数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	3,200回	3,300回	3,400回
実績	2,474回	1,955回	
達成率	77.3%	59.2%	
取組	ゴミ出しや草引きなどの依頼会員のちょっとした困りごとに対し、サポート会員が支援する住民同士の支え合い活動を推進しました。依頼会員の入院や入所等により、令和5年度より減少傾向となり、目標は未達成となっています。		

1-3 認知症にやさしいまちづくりの推進

計画	認知症カフェを広く利用してもらうために広報誌や座談会で周知する。また、認知症サポーター養成講座をそれぞれの地域や学校、企業等で開催し、天草市認知症相談センターとキャラバンメイトが協働し、認知症への理解と支援を呼びかける。		
目標・指標	認知症サポーター養成人数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	1,000人	1,000人	1,000人
実績	1,276人	1,069人	
達成率	127.6%	106.9%	
取組	認知症カフェ及び認知症サポーター養成講座等については、広報紙等による周知・啓発を行い、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進しました。		

1－4 共同募金活動の推進

計画	共同募金に対する理解や協力を得るため、目的や使途、実績等の説明を行い、共同募金の助成による福祉課題に解決に向けた各種団体の取り組みを支援します。また、広域事業配分金として、福祉施設や団体への助成や大規模災害の支援活動を行います。		
目標	赤い羽根共同募金の募資金額		
・目標	年度 R 5	R 6	R 7
・目標	目標 21,000,000 円	21,000,000 円	21,000,000 円
・目標	実績 20,989,229 円	20,139,459 円	
・目標	達成率 99.9%	95.9%	
取組	共同募金配分金の使途明示を行い、戸別募金をはじめ、法人募金、職域募金などの募金運動を推進しました。また、配分金については、各種福祉団体への補助金等により、活動を支援しました。		

主な取組2 災害に強いまちの形成

2－1 災害に備えた地域づくり

計画	防災士連絡会や災害派遣福祉チーム（DWAT）を立ち上げ、大規模災害時発生時における災害ボランティアセンターの運営や避難所での支援を効率的に展開できるよう、防災意識の啓発と関係機関との連携体制の強化に取り組みました		
目標	災害ボランティア養成講座の開催回数		
・目標	年度 R 5	R 6	R 7
・目標	目標 10回	10回	10回
・目標	実績 15回	17回	
・目標	達成率 150%	170%	
取組	大規模災害発生時に天草市の要請を受けて設置する災害ボランティアセンターの役割や運営について理解を深め、被災者が安心してボランティアの支援が受けられるよう訓練を実施しました。訓練には災害時相互応援協定を締結している長崎県島原市や南島原市、鹿児島県長島町、益城町、上天草市、苓北町の社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、天草本渡青年会議所、天草本渡及び牛深ライオンズクラブ、天草市日赤奉仕団等にご参加いただき、それぞれの役割が確認できた訓練となりました。		

主な取組3 関係機関との連携強化

3 関係機関との連携強化

計画	団体の代表者等の担い手の育成や会員の増強に努め、団体活動の周知を行い、住民に関心を持ってもらうことで活性化を促す。また、地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所連絡会を開催し、見守り活動の推進・強化を図ります。		
目標	地域福祉ネットワーク事業協定・協力事業所の開催数		
・目標	年度 R 5	R 6	R 7
・目標	目標 11回	11回	11回
・目標	実績 11回	11回	
・目標	達成率 100%	100%	
取組	福祉のまちづくりの更なる充実を図るために、あまくさ福祉まつりでは講演会や活動発表を行いました。また、地域福祉ネットワーク事業協定事業所等との連携強化を図るために、連絡会等を各支所圏域で開催しました。 ・協定事業所：47事業所（令和7年3月末現在） ・協力事業所：387事業所（令和7年3月末現在）		

■計画の柱2：誰もが活躍するまちづくり 主な取組4 健康寿命の延伸

4 健康づくり事業の推進

計画	スポーツ大会等を定期的に開催し、運動意識の向上と健康づくりに取り組みます。		
目標・指標	グラウンドゴルフ大会開催回数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	7回	7回	7回
実績	7回	11回	
達成率	100%	157.1%	
取組	スポーツ大会等を通して、地域住民の健康づくりと交流を図り、生きがいや仲間づくりを推進しました。		

主な取組5 高齢者の生きがいづくりの推進

5-1 高齢者の生きがいづくりの推進

計画	広報誌、各団体への周知等を徹底し、一人でも多くの対象となる人に情報を届けられるよう取り組みます。また、事業に対するリーダーの育成にも取り組みます。		
目標・指標	ふれあいいきいきサロンの設置数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	200箇所	210箇所	220箇所
実績	189箇所	188箇所	
達成率	94.5%	89.5%	
取組	既存のサロン活動を支援すべく、サロン活動の充実や活性化を図ることを目的にサロンリーダー養成研修会を支所ごとに実施し、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防等の推進と、住民同士のつながりの再生という地域福祉を推進しました。		

5-2 高齢者のボランティア活動の促進

計画	各種会議で事業の周知を行い、広報啓発に取り組み、介護支援ボランティア事業の登録者で活動実績がない人への声かけと対象の施設や事業を紹介し活動推進を図る。		
目標・指標	介護支援ボランティア事業登録者数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	720人	730人	740人
実績	623人	598人	
達成率	86.5%	81.9%	
取組	高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域づくりに積極的に参加することで、より元気になっていただくよう取り組みました。新規登録者は毎年一定数見られますが、高齢等によりい退会する方が上回っており、目標は未達成となっています。		

主な取組6 障がい者（児）の自立と社会参画の推進

6 障がい者の社会参画の推進

計画	地域の関係者や団体等と協議し、地域におけるニーズの把握に努め、障がい者とその家族や地域住民、ボランティア等の交流の場の構築に取り組みます。また、音楽ディジーに変換した市政だより等をホームページに掲載し、視覚障がいのある方に向けて情報を届けます。		
目標・指標	音楽ディジーの延べ配達数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	150 件	150 件	150 件
実績	120 件	120 件	
達成率	80.0%	80.0%	
取組	障がい者等の生活意欲や社会参加の推進を図り、生活の質の向上につながるよう努めました。音楽ディジー、テープ図書は実績を維持したものの、点訳図書は対象者の減少に伴い、配達数も減少する結果となりました。		

主な取組7 子どもと子育て家庭への支援の充実

7 子育て支援事業の充実

計画	ファミリーサポートセンターでは協力会員フォローアップ研修会や病後児預かりサポート養成研修会を開催し、協力会員の育成と幅広いニーズに対応します。また、会員登録後の利用となるため、突発的なニーズに対応する体制づくりほか、支所だよりへの掲載や関係機関との連携を図り、周知活動に取り組みます。		
目標・指標	ファミリーサポートセンター事業協力（両方）会員数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	50 人	50 人	50 人
実績	43 人	35 人	
達成率	86.0%	70.0%	
取組	協力会員と依頼会員の会員制度の拡充を図り、共働き世帯等の子育てを支援しました。協力会員向けの講習会を実施し、協力会員の新規登録も見られますが、高齢化等により退会する方が上回り、増加には至らず、目標は未達成となっています。		

主な取組8 生涯にわたる学びの推進

8 福祉教育の推進

計画	児童・生徒に理解しやすい内容にするため、当事者の体験を踏まえた講話や教材を検討し、事前に打ち合わせや学習会を実施することで、学校との連携を深める。		
目標・指標	子ども民生委員の活動回数		
年度	R 5	R 6	R 7
目標	45 回	50 回	50 回
実績	34 回	48 回	
達成率	75.6%	96.0%	
取組	子ども民生委員として、高齢者宅を民生委員と一緒に訪問したり、高齢者疑似体験等により福祉について学んだりなど、学校ごとに特色ある活動に取り組みました。		

■計画の柱3：困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり
主な取組9 地域生活課題への相談・支援体制の構築

9—1 相談支援体制の充実

計画	相談支援機関等との連携を図りながら、アウトリーチを基本として生活課題の解決に取り組みます。また、広報誌や様々な事業を通して地域住民に周知を図り、地域住民が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。		
目標	ふれあい総合相談・心配ごと相談窓口の相談受付件数		
目標・指標	年度	R 5	R 6
	目標	1,500 件	1,500 件
	実績	1,275 件	1,208 件
	達成率	85.0%	80.5%
取組	身近な場所で気軽に相談できる窓口として、各支所に相談体制を整備し、各種関係機関と連携し相談に対応しました。また、各相談窓口の特性に応じ、地域住民から信頼が得られる対応に努めました。		

9—2 あまくさ成年後見センターの充実

計画	市民後見人養成講座の実施により、各種事業の支援員として活動できる人材を増やし、支援員と連携しながら効果的かつ適正な支援を継続します。また、支援が必要な人が成年後見制度の利用に結びつくよう、積極的な周知啓発を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の強化に努めます。		
目標	地域福祉権利擁護事業・契約件数		
目標・指標	年度	R 5	R 6
	目標	87 人	89 人
	実績	80 人	87 人
	達成率	92.0%	97.7%
目標・指標	法人後見業務・受任件数		
目標・指標	年度	R 5	R 6
	目標	45 人	47 人
	実績	41 人	37 人
	達成率	91.1%	78.7%
取組	判断能力が低下された方や身寄りがなくこれから的生活に不安を抱えている方が不安なく生活できるよう、関連する制度や事業の啓発を行ながら、支援しました。		

10 あまくさ生活相談支援センターの充実

計画	アウトリーチを徹底し、支援に至っていない生活困窮者の早期発見に努め、生活再建に向けた支援に取り組む。また、地域住民及び多様な分野の関係機関と連携を図り、生活困窮者が抱える生活課題の早期解決に努める。		
目標	生活再建の件数		
目標・指標	年度	R 5	R 6
	目標	45 件	45 件
	実績	60 件	48 件
	達成率	133%	107%
取組	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、相談者に寄り添いながら、各関係機関と連携しながら自立のための支援を行った。		

2 策定経過

年	月	内容
令和7年	10月	○令和7年度第1回地域福祉計画等検討会議（3日） …第5期計画の策定方針、今後のスケジュールについて
	10月	◆令和7年度第1回天草市地域福祉計画等策定審議会（22日） …第5期計画（素案）の構成について
	12月	◆令和7年度第2回天草市地域福祉計画等策定審議会（4日） …第5期計画（案）について
令和8年	1月	・パブリック・コメント（1月14日～2月13日）
	3月	◆令和7年度第3回天草市地域福祉計画等策定審議会 …第5期計画（最終案）、答申について

3 天草市地域福祉計画等策定審議会委員等名簿

(1) 天草市地域福祉計画等策定審議会（令和7年度）

◎会長・○副会長 順不同・敬称略

所属機関名	氏名
天草市まちづくり協議会連絡会	◎ 中川 竹治
天草都市歯科医師会	○ 松本 信久
天草市民生委員児童委員協議会連合会	片白 健次
一般社団法人天草都市医師会	木山 茂
天草公共職業安定所	草野 新司
熊本県天草保健所	小宮 智
本渡地域代表行政区長会	野口 俊夫
天草市保育所連盟	安田 量寛
熊本県立天草支援学校	谷脇 詩織
地域包括支援センター	荒木 栄子
あまくさ生活相談支援センター	馬田 邦彦
天草市ボランティア連絡協議会	田中 隆光
天草地区特別養護老人ホーム連絡協議会	立川 尚己
天草地域自立支援協議会	長山 直仁
地域福祉推進委員	谷山 二亮
天草市老人クラブ連合会	森山 慶孝
公益社団法人天草法人会	永田 章一
天草市食生活改善推進協議会	風間 泰民子

(2) 天草市地域福祉計画等検討会議（令和7年度）

所属機関名	部名	課名	係名
天草市	健康福祉部	健康福祉政策課	健康福祉政策係 監査指導係
		福祉課	障がい福祉係 生活支援2係
		子育て支援課	こども政策係 子育て支援係
		こども家庭課	こども相談係 母子保健係
		高齢者支援課	包括ケア推進係
		健康増進課	保健予防係 健康増進係
	地域振興部	まちづくり支援課	まちづくり係
		男女共同参画課	男女共同参画係
天草市社会福祉協議会		福祉のまちづくり課	地域福祉係 生活支援係

4 策定ガイドラインの対応状況

本計画は、法令等や「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（令和3年3月31日）」に基づいて策定し、ガイドラインに示された計画に盛り込むべき次の事項を踏まえた内容としています。

盛り込むべき事項		対応
① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（以下は例）		
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	○
イ	高齢、障がい、こども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	—
ウ	制度の狭間の問題への対応の在り方	○
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	○
オ	共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	○
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	○
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	○
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	自殺対策計画
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	○
コ	高齢者や障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	○
サ	保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	○
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	—
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	○
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進	○
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	○
タ	全庁的な体制整備	○

盛り込むべき事項		対応
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項		
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	○
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	○
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	—
エ	利用者の権利擁護	○
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	○
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項		
	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	○
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項		
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	○
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	○
ウ	地域福祉を推進する人材の養成	○
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項		
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	○
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	○
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	○
⑥ その他		
	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	○

5 相談支援機関の連絡先一覧

高齢者に関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
天草中央地域 包括支援センター なでしこ	〒863-0012 今釜町 3412-6	0969-66-9300	本渡南・本渡北・本町
天草北地域 包括支援センター きずな	〒863-2201 五和町御領 9133	0969-32-2115	佐伊津町・旭町・五和町
天草南地域 包括支援センター うぐいす	〒863-0046 亀場町食場 854-1	0969-24-4115	亀場町・楠浦町・ 桺宇土町・宮地岳町・ 新和町
天草西地域 包括支援センター さざんか	〒863-1215 河浦町白木河内 223-12	0969-76-1611	天草町・河浦町 (天草町大江向を除く)
天草牛深地域 包括支援センター すいせん	〒863-1901 牛深町 2286-103	0969-72-1133	牛深町・久玉町・魚貫町・ 二浦町・深海町・ 天草町大江向
天草東地域 包括支援センター あじさい	〒861-6303 栖本町馬場 179	0969-66-2266	志柿町・瀬戸町・下浦町・ 有明町・倉岳町・栖本町・ (御所浦町)
御所浦 サブセンター	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-1777	御所浦町
天草市 高齢者支援課 包括ケア推進係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-24-8864	

障がいに関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
天草南地域障がい 相談支援センター ダンデライオン	〒863-0023 中央新町 6-13	0969-22-6321	本渡南・亀場町・楠浦町・ 桺宇土町・宮地岳町・ 本町・新和町
天草北地域障がい 相談支援センター ぱらりす	〒863-0049 北原町 9-32	070-7664-4846	本渡北・佐伊津町・旭町・ 五和町
天草東地域障がい 相談支援センター リーフ	〒861-6403 倉岳町宮田 1152-5	0969-52-5677	志柿町・瀬戸町・下浦町・ 有明町・御所浦町・ 倉岳町・栖本町
天草西地域障がい 相談支援センター ラポール	〒863-1214 河浦町久留 217-2	0969-76-1356	牛深町・久玉町・魚貫町・ 二浦町・深海町・天草町・ 河浦町
天草市 福祉課 障がい福祉係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6071	

こども・子育てに関する相談窓口

名称	所在地	電話	備考
天草市 こども家庭課 こども相談係 母子保健係	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設ここらす内	0969-22-0404	こども・子育て、虐待など
天草中央 保健福祉センター	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設ここらす内	0969-24-0620	
天草西 保健福祉センター	〒863-1215 河浦町白木河内 223-11	0969-75-3301	子どもの発育・発達
天草市 福祉課 障がい福祉係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6071	
天草市 子育て支援課 子育て支援係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-27-5400	ひとり親家庭など

女性に関する相談窓口

名称	所在地	電話	備考
天草市 こども家庭課 こども相談係 (女性相談支援員)	〒863-0034 浄南町 4-15 天草市複合施設ここらす内	0969-22-0404	離婚、DV、妊娠、出産、母子自立支援など
	〒863-1992 牛深町 2286-103 天草市牛深支所内	0969-73-2109	

経済的な困窮などに関する相談窓口

名称	所在地	電話	担当地区
あまくさ生活相談 支援センター	〒863-0043 亀場町亀川 1886-2	080-2744-3008 090-6892-2185	本渡地区・新和地区
	〒863-2201 五和町御領 2943	090-6891-7125	五和地区
	〒861-6303 栖本町馬場 179	080-2744-1219 090-6891-1713	有明地区・倉岳地区・ 栖本地区・御所浦地区
	〒863-1901 牛深町 2286-103	080-2745-0580 090-6891-9057	牛深地区・天草地区・ 河浦地区
天草市 福祉課 生活支援1・2係	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-32-6072	

天草市役所

名称	所在地	電話	備考
健康福祉政策課	〒863-8631 東浜町 8-1	0969-24-8805	
牛深支所 市民生活課	〒863-1901 牛深町 2286-103	0969-73-2111	
有明支所 まちづくり推進課	〒861-7292 有明町赤崎 3383	0969-53-1111	
御所浦支所 まちづくり推進課	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-2111	
倉岳支所 まちづくり推進課	〒861-6402 倉岳町棚底 1919	0969-64-3111	
栖本支所 まちづくり推進課	〒861-6303 栖本町馬場 179	0969-66-3111	
新和支所 まちづくり推進課	〒863-0101 新和町小宮地 669-1	0969-46-2111	
五和支所 まちづくり推進課	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-1111	
天草支所 まちづくり推進課	〒863-2895 天草町高浜南 488-1	0969-42-1111	
河浦支所 まちづくり推進課	〒863-1202 河浦町河浦 5253	0969-76-1111	

天草市社会福祉協議会（住民の異変や困りごとに関する相談窓口）

名称	所在地	電話	備考
本所 福祉のまちづくり課	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-2552	天草市五和支所内
本渡支所	〒863-0043 亀場町亀川 1886-2	0969-24-0100	
牛深支所	〒863-1992 牛深町 2286-103	0969-72-2904	天草市牛深支所内
有明支所	〒861-7201 有明町赤崎 2010-9	0969-53-0110	有明老人福祉センター内
御所浦支所	〒866-0313 御所浦町御所浦 3527	0969-67-3782	天草市御所浦支所内
倉岳支所	〒861-6402 倉岳町棚底 1997-1	0969-64-3895	倉岳老人福祉センター内
栖本支所	〒861-6395 栖本町馬場 179	0969-66-3367	天草市栖本支所内
新和支所	〒863-0101 新和町小宮地 669-1	0969-46-3770	天草市新和支所内
五和支所	〒863-2201 五和町御領 2943	0969-32-1076	天草市五和支所内
天草支所	〒863-2895 天草町高浜南 488-1	0969-42-0678	天草市天草支所内
河浦支所	〒863-1215 河浦町白木河内 223-12	0969-76-1401	河浦老人福祉センター内

第5期天草市地域福祉計画・天草市地域福祉活動計画

発行年月：令和8年3月

発行：天草市・社会福祉法人天草市社会福祉協議会

編集：天草市健康福祉部健康福祉政策課

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

電話：0969-23-1111、ファックス：0969-27-0155

社会福祉法人天草市社会福祉協議会福祉のまちづくり課

〒863-2201 熊本県天草市五和町御領2943番地

電話：0969-32-2552、ファックス：0969-32-2551